

副首都推進本部会議

第8回議事録

日 時：平成29年1月31日(火)13:00～14:15、15:00～16:29

場 所：大阪市役所7階 特別委員会室

出席者（名簿順）：

松井一郎、吉村洋文、新井純、植田浩、竹内廣行、中尾寛志、田中清剛、鍵田剛、手向健二、田中義浩、井上幸浩、山口信彦、黒住兼久、上山信一、猪瀬直樹、堺屋太一、佐々木信夫、竹山修身、田中誠太、辻宏康、松本昌親

（手向事務局長）

それでは、時間になっておりますので、ただいまから副首都推進本部会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議は、2部構成とさせていただきます。第1部は、大阪府と大阪市による指定都市都道府県調整会議という位置づけのもと、5つの議題、報告事項を予定させてもらっております。まずは第2部でご議論いただく副首都ビジョンでお示しする3つの戦略のうち、副首都として発展するための経済成長面での取組みに関連するものとして、1つ目としてIR推進会議について、2つ目に2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について、3つ目に国連犯罪防止・刑事司法会議（ कांग्रेस ）の誘致についての3議題。それから、次に、副首都に必要な制度面の取組みに関連するものとして、4番目の議題として総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会の報告、そして、主に副首都に必要な機能面での取組みに関するものとして、5番目の議題としてA項目及びB項目以外の事務事業の取組みについてを議題としております。また、第2部は、副首都ビジョン（案）についてを議題としております。第1部、第2部とも約1時間半を予定させてもらっております。第2部は、15時からの開始を予定しておりますので進行への協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第1部を始めさせていただきます。

本日の大阪府・大阪市の出席者については、お手元に配付しております出席者名簿のとおりです。第1部のうち、議題5のA項目及びB項目以外の事務事業の取組みについては、慶應義塾大学総合政策学部教授の上山信一特別顧問にもご出席いただく予定となっております。

それでは、1つ目の議題、IR推進会議についてを議題とさせていただきます。

まずは内容について、大阪府の岡本府民文化部長よりご説明をお願いいたします。

（岡本大阪府府民文化部長）

それでは、資料2に基づきまして説明させていただきます。

昨年末、12月27日の副首都推進本部会議での議論に基づきまして、IR推進会議につきまして府市及び溝畑理事長と協議、調整いたしました結果をご説明させていただきます。

まず、I R推進会議の座長として大阪観光局の溝畑理事長に就任を要請したところ、理事長には快諾をいただきました。

次に、この表にございますI R推進会議は、さまざまな検討課題について迅速かつ弾力的に議論を進めていけるよう要綱設置といたします。メンバーは溝畑座長のほか、ここにございますとおり学識経験者と経済団体代表及び府市の関係部局長などで組織したいと考えております。また、この推進会議を事務局として支えるため、府市共同で取り組む組織を設置する予定としております。そのための共同設置規約、組織条例等の関連議案をそれぞれ府市両議会でこの2月に提案を予定しております。

それから、主な検討事項といたしましては大阪I Rの構想素案、それからギャンブル依存症、青少年への影響、風俗環境等につきましての懸案事項、さらに実施法策定に当たっての国の制度設計への働きかけ、それからI Rに関する府民、市民理解への促進ということを主な検討事項として考えてございます。

本日これらの進め方につきまして了解をいただければ、直ちにI R推進会議の設置に取りかかり、4月以降、本格的に課題整理、検討を進めていきますとともに4月までにメンバーをそろえた会議を一度開きたいと、このように考えております。

以上でございます。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

それでは、次に溝畑理事長から一言いただければと思っております。

(溝畑公益財団法人大阪観光局理事長)

このたびI R推進会議の座長を拝命いたしました溝畑であります。この大命をしっかりと果たすべく、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、大阪の今の国際観光、世界の立ち位置でございますが、知事の肝いりで大阪観光局ができて4年になりますが、昨年のインバウンド941万と、今や東京にほぼ近いところにまいりまして、全国、東京を上回る高い水準を示しております。そして、さらに、これを今後、世界の高みを目指すという感でいきましたときに、今、大阪は今後、2025年の万博、そしてまた、うめきたの2期開発、そしてまた、中之島の開発など、まさにこれから国際観光都市として舞台が整いつつあるという状況であります。

その中で、特にI Rというのは、国際観光、M I C E、地域経済の活性化、とりわけやはり富裕層を初め長期滞在の新しい日本の観光スタイルとして、非常にインパクトのある起爆剤になるプロジェクトであるというふうに考えております。このI R推進に当たりまして、やはり我々といたしましては府市一体となつて、府市一つのチームとして、そしてまた、経済界の皆さんと十分連携をとりながら、そしてまた、国と十分にコミュニケーションを図り、そしてまた、関西各県とも広域観光ルートをしっかりつくりながら関西、西日本のハブとして、このI Rがしっかり機能していくように取り組んでまいりたいと。特に、私、幾つか申し上げたいことといたしまして、府民、市民の皆様はこのI Rのことをしっかりと正しく理解していただくことが大事というふうに思っております。

例えばシンガポールの例を申し上げますと、シンガポールは社会問題対策に対しまして

入場規制をしっかりと行っております。また、監視カメラや、排除プログラムなどを整え、なおかつ総開発面積のうちカジノは3%未満と極めて厳格な規制を行っております。また、カジノにつきましてもいろんな報道がございますが、世界約130カ国がもう既に合法化しております。OECD34カ国のうちカジノを合法化してないのは、日本とアイルランドとノルウェーだけです。31カ国は既に合法化して、しっかりとエンターテインメントの一つとして定着しております。

そしてまた、シンガポールもIRを導入いたしました。今やシンガポールはエンターテインメントリゾートシティとして、むしろカジノ以外のエンターテインメント、ショッピング、飲食、こういうところのウエイトが大きくなっております。それに加えて、MICEの機能が加わっております。

そしてまた、この雇用効果、これが非常に地域経済に大きな影響を与えるという面もしっかりと皆さんに理解してもらおうと思っております。シンガポールでいきますと、2カ所で約2万5,000人、しかも非常に多岐にわたる新しい総合型の関連ビジネスが発生いたします。こういう地域経済にもしっかりと影響を与えると。シンガポールの調査によりますと、例えばサンズの受注している事業の調達率の約90%が地元企業であります。ということでございますので、十分にオール大阪でこういった府民、市民の皆さんの理解をしっかりと整えていく。そしてまた、懸念されておりますギャンブル依存症対策でありますとか、青少年健全育成、こういうものも国と連携をとりながらしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上のことをしっかりと肝に銘じまして皆様と一緒に、そして、先ほど冒頭、岡本部長から説明がありましたとおり、スピーディーかつ機動的に、皆様とオール大阪でこのIRというのを世界の中でも誇れるIRができるよう全身全霊をかけて取り組んでいきたいというふうに考えております。皆様、私どもしっかりとまとめ上げて随時、皆様に報告し了解をいただきながら進めていきたいと考えております。皆様によろしく願いたいということalmazまず申し上げますとともに、大阪観光局の立場といたしまして、941万というところになりましたのは、本当にきょうおられます知事、市長、そして関係者の皆様の厚いご協力のものであると感謝いたしております。そういう思いを大切にして、皆さんと一緒にゴーアヘッドで頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞ皆さんよろしく願いたいと思っております。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

それでは、意見交換の方に移ります。

ただいまの岡本部長、溝畑理事長からのご発言等に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

では、吉村市長、お願いします。

(吉村副本部長)

このIRについては今日本にないですから、世界的には知られているものですけど、日本にありませんので、市民、府民の皆さんが不安に思うところが多くあるんです。IRっ

て何だろうと。メディアでは、カジノということでルーレットの画面しか報道されませんので、IRって何だろうというのを正確に市民の皆さんにお伝えするというのが非常に大事だと思うのでそこもぜひ、この会議の中で議論いただきたいと思います。もちろん依存症対策、これまで日本ではギャンブル大国でしたけど、全く何もしてこなかった。この依存症対策については正面から取り組むと。そして、この大阪府域におけるギャンブル依存症の率を減らすぐらいのしっかりとした規制をつくった上で、成長するIRを目指すというのをぜひ実現してほしいと思います。

部局の皆さんにお願いしたいのは、これは大阪府市一体になって取り組みますから、夢洲の開発というのは、これは夢洲は土地でいうと大阪市の市有地ということになりますけども、IRという面で見ると、これはもう大阪を超えて関西の経済発展に資するようなそんなものになってきますし、ギャンブル依存症対策も広域的にやらなきゃいけない。そして、国とのやりとりも要るということですので、これはもう府市一体になって進めなきゃいけないことだと思ってます。ですので、大阪府が大阪市がというのはもうやめにして、この一致団結した体制で溝畑理事長を、まあ座長ですかね、ぜひ支えてもらいたいと思います。共通のチームとして、このIRを成功させるということで尽力してもらいたいと思います。

僕からは以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

そうしましたら知事はよろしいでしょうか。

(松井本部長)

うん、もう吉村市長と一緒になんです。

(手向事務局長)

はい、わかりました。

そうしましたらIR推進会議については、この副首都推進本部会議のもとに設置することといたしまして準備を進めてまいります。また、府市で共同組織を設置するよう議案上程の進めを進めることとさせていただきます。そういうことで、この会議としてよろしいでしょうか。

(松井本部長)

はい、了解です。

(手向事務局長)

では、議題1については以上です。

説明者の入れかえをお願いいたします。

続きまして、議題2、2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組についてを議題とさ

せていただきます。

まず、内容につきまして、大阪府の露口万博誘致推進室長より説明のほうをお願いいたします。

(露口大阪府政策企画部万博誘致推進室長)

大阪府万博誘致推進室長の露口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3をごらんいただきますようによろしくお願いいたします。

まず、万博につきましては、誘致に向けまして予算議論も現在始まっているというところでございます。現時点で、府市共同での取組み方針を確認させていただきまして、府市での合意内容をまとめたというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、1ページ、よろしくお願いいたします。めくっていただきまして、1ページ、現状と今後のスケジュールというところでございます。現在、国におきまして基本構想の検討がなされているところがございますけれども、今後、2月を目途に官民共同組織でございます誘致委員会の設立をしたいというふうを考えております。今後3月から4月ごろにかけて閣議了解、そして、4月から5月ごろにBIE(博覧会国際事務局)へ政府から立候補申請ということで想定をしております。来年、2018年でございますけれども、11月秋のBIEの総会において開催地が決定するという予定でございます。

2ページ、よろしくお願いいたします。府市における取組みでございます。まず、基本方針といたしまして、大阪・関西の経済発展に大きな効果があるという万博開催の意義を踏まえまして、府市は万博誘致、開催に向けて共同で取り組むということとさせていただいております。まず、誘致委員会につきましては、2月中の設立を目指してまいります。設立後につきましては、国、経済界と連携いたしまして海外プロモーションあるいは国内の機運醸成にまず取り組んでいくということでございます。人員体制につきましても、府市それぞれが必要な体制は構築するということと、誘致委員会事務局にもそれぞれから人を出すというものでございます。

次に、3ページをよろしくお願いいたします。開催経費等の考え方でございます。開催経費につきましては、この表の左側にありますように誘致委員会の経費、会場建設費、関連事業費の大きく3つがございます。まず、誘致委員会経費につきましては、府、市、経済界で3分の1ずつの負担で調整中でございます。そのうち地方自治体としての負担分につきましては、府市折半を基本といたしたいと考えております。

次に、会場建設費でございますけれども、可能なものはつくって潰すというのではなくて、恒久施設として対象経費から除外することも含めてコスト縮減を検討してまいります。基本構想案では約1,200億から1,300億円ということで試算をさせていただいております。愛知万博の考え方でいきますと、国、地方自治体、経済界で3分の1ずつの負担でございますけれども、地方自治体の負担分につきましては、府市折半ということで基本にしたいと考えております。

次に、関連事業費でございます。関連事業費につきましては、ここに書いてございますように地下鉄中央線の延伸、此花大橋、夢舞大橋の拡張などの道路改良、地下鉄の輸送力の増強、夢洲の南エリア30ヘクタールの埋め立ての追加工事、そして、ソーラーパネルな

どがございます1区エリアの活用のための経費があげられております。その中には恒久的な夢洲のまちづくりに必要な夢洲のまちづくりに係る事業と、そして、万博があるから実施しなければならない万博の関連事業があるというふうに考えております。現在、万博とI Rにつきましては、I Rの開業が、2025年の万博の開催より先に実現することを目標としまして府市で取り組んでいるところでございます。仮に万博の前にI Rが開業をしていれば、例えば地下鉄の中央線の延伸につきましては、恒久的な夢洲のまちづくりでございますI R開業に向けて整備される予定ということでございますので、その場合は万博ではなく、I Rに必要な事業として整備されるものというふうに考えております。また、道路改良等につきましても、此花大橋あるいは夢舞大橋の拡張は、夢洲まちづくり構想に交通インフラということで盛り込まれております。I Rに必要な事業として整備されるというふうに考えております。

一方、この下に書いてございますそれ以外の関連事業費でございますけれども、万博開催期間中の一時的な交通需要に対応するための地下鉄の輸送力の増強でありますとか、埋め立ての追加工事あるいはソーラーパネルなどがございます1区エリアの活用のための経費がございますが、これは基本的には万博のために必要となるものというふうに考えておりますけれども、例えば輸送力増強の部分なんかにつきましては車両の更新需要なんかもございますので、そういったものも踏まえて、万博として必要なものを精査した上で整理する必要があるというふうに考えております。基本は、万博よりも前にI Rの開業を目指すということでございますけれども、あくまでも仮定の話ということで、万博よりI Rが遅れるという事態になるのであれば、どこまでが万博として必要なものか、そういったものを見きわめる必要があるというふうに考えてございます。

以上の検討を踏まえた考え方の整理といたしまして、関連事業費につきましては、この下に書いてございますように夢洲まちづくりに係る事業と万博関連事業の両方の中で、万博の開催のために必要となるものにつきましては府市共同で取り組むということで府市折半を基本と考えております。今後、夢洲でのI Rを含む国際観光拠点形成の進捗状況に応じまして、万博として整備するものを府市で精査するなど、協議してまいりたいというふうに考えております。また、その際には、民間事業の受益につながる整備につきましては、民間事業者に負担を求めることも含めて協議を行うこととしたいというふうに思っております。

最後に、開催経費の部分につきましては、現時点で判明しているものだけを整理をさせていただいておりますが、今後、調査、検討の結果で万博開催のために必要となる事業が新たに発生した場合につきましては、この考え方を踏まえて府市で協議していくことになるかと考えております。以上の内容につきましては、万博開催に向けた現時点での府市の合意というふうにいたしたいと考えております。よろしくお願いたします。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、意見交換のほうを実施したいと思います。ご発言のある方、お願いたします。

はい、どうぞ。

(田中大阪市副市長)

先ほどご説明がありましたのでいわゆる確認という意味になるんですが、3ページの関連事業費の右側の考え方の欄です。下から2行目に、民間事業者に負担を求めるという表現があるんですけども、これは地下鉄の中央線のことだというふうに理解していいんでしょうか。

(坂本大阪市経済戦略局理事)

中央線の延伸についてでございますけれども、私ども夢洲まちづくり事業にも必要な基盤整備の一つであるというふうに考えてございますので、この費用負担につきましては、I Rの進捗を踏まえながら、基本的には民間事業者に負担を求めていくべきものであるというふうに考えているところでございます。

(松井本部長)

これちょっと聞いておきたいのは、地下鉄で延伸するためのルールで何かあるんですか。

(田中大阪市副市長)

ルールというか、今の中央線の延伸は、もう既に事業の免許は取って休止中となっております。今、私が確認した趣旨は、通常、今の地下鉄の中央線の事業スキームというのは、港湾整備事業として国の補助をもらって市の港湾局が整備する、負担する分と、鉄道事業者が将来の料金収入を得て賄う財源とですね、それだけでは足りませんので、実は3つ目として開発者負担と申しますか、埋立会計で補うと申しますか、そういう事業スキームになっているはずで。今回、まさにその開発者負担というのは、I R事業者が実現すれば事業者ということになりますので、あと、そこにどこまでの負担が可能か。もちろん向こうのほうの思い、ニーズもありますでしょうし、私どものほうも埋立会計なので、収支は償いたいという思いがある。どこかで調整をせなあかんですが、その幅がどれぐらいになりそうかというのは、将来の料金のシステムとかI Rを含めたまちづくりがどのぐらいのスピードで進んでいくとか、その辺をちょっとにらんで検討する必要があると思いますので。

(松井本部長)

普通、民間の鉄道の場合は、なにわ筋線もそうですけど、将来需要予測とかそういうのを見越して、原則黒字になるという路線については、これ、やっていこうということで、今なにわ筋線とか十三四ツ橋連絡線とか、いろんなテーブルに載せて今試算してますよね。地下鉄の場合も、そういう試算の上で、この延伸については今までやってきたのか。要は、夢洲が今のあのままでは、地下鉄延伸させるメリットは何もないわけですよ。地下鉄自体、大赤字になるんで、だからとめてたわけじゃないですか。とめてた。これが、将来まちができる、I Rも含めてね、そのときにどのような需要予測の上で、もちろん地下鉄が成り立たないかんわけですよ、その後も、料金収入で。そういうところをしっかりちょっと計算した上で、その負担について考えるべきやと僕はそう思ってるんですけど

ね。

(田中大阪市副市長)

おっしゃるとおりです。これまでも、新幹線とか地下鉄とかいろんな鉄道事業によって多少負担の割合が違います。何よりも大きいのは、普通の場合は、既にある程度まちがあって、もちろん鉄道をひくことによってさらに需要はふえますが、直ちに何人かのお客さんが見込めると、そういう場合の鉄道の新線と全く誰もまだ住んでいないところへ鉄道を整備するということについては、結局タイミングの問題やと思うんですよね。昔、昭和40年代、山林を切り開いて住宅団地なんかできたときも、結局はアクセスする道路とか公園がないということでやっぱり開発者が負担して、それを自分のとこの土地の価値をそれによって上げて事業が成り立っていたわけですから、やはり夢洲へのアクセスの鉄道というのは、普通の市街地の中における鉄道整備とは条件が全然違うというのがまず1つあります。

その上で、まさにおっしゃったように、じゃ、鉄道はいつひくのが一番いいのかということになると、夢洲の場合、これまでオリンピックとかいろんな構想がありましたけども、いずれにしても、まちづくりを進めなあきません。そうすると、全くアクセスできないかということ、今でも道路があるわけですから、まちづくりがある程度進んだ段階で、つまり鉄道事業者としてある程度利用者が見込める段階になって初めて建設する。つまり計画はずっとあるんですが、建設するタイミングはやはりお客さんがある程度見込める段階で着手するんですよね。今回の場合は、それを待たずにいわゆる万博に合わせて整備することなので、その時間的なギャップのリスクをどうするかという問題がございますから、普通の地下鉄の事業とは少しケースが違うわけですね。

(松井本部長)

あれ、もともと計画したときには、どのような構想で中央線の延伸というのがあったんですか。オリンピックができればやるとか、そのオリンピックを開催できれば地下鉄中央線を延伸する。プラスどのぐらいの、その後ね、オリンピック後はこういうまちにすることを、基本計画をつくった上で中央線の延伸のプランというのはつくられてたんですかね。

(田中大阪市副市長)

おっしゃるとおりで、まさにオリンピックの開催というのが万博の開催と同じような状況だと思うんですが、ちょうどオリンピックが終わった後、選手村とかその辺を住宅に使用して、そこへ多分、四、五万人だったと思うんですが、住民の方もおられるという想定でその計画は始めたわけですから。とにかくオリンピックがアウトになりましたんで今途中でとまっているという状況です。

(松井本部長)

じゃ、基本的にやっぱりそのときの計画を今回IR、万博で上回れるかどうかというのが一番やと思うんで、当時の計画でももちろんまだありますよね。

(田中大阪市副市長)

ただ、それを今度はI Rを中心とした観光拠点として誘導しようとしてますから今までの計画を一旦見直して、まさに新しい夢洲のまちづくり構想を府と市と経済界で、新井副知事も入っていただいて今やって、ちょうど近々に取りまとめる予定です。そこで方向をある程度見直して、関係者で合意してある程度共有して、それからともにまちづくりを進めていくということになりますので、その中で鉄道をひくタイミングなんかも普通ならこういうタイミングになるでしょうけども、だけども万博に合わせてそれを前倒ししましょうかと、多分そんな事案だと思います。

(松井本部長)

そうですね。だから、当時の一回ちょっと計画のね、その計画を現在の我々が目指すI R、万博で上回れるかどうかということころは、一つのメルクマールになってくると思うんで、そこを一回ちょっとテーブルに載せて、議論のたたき台のスタートにしてくれますかね。

(田中大阪市副市長)

はい。わかりました。

(手向事務局長)

ほか、どうぞ。

(新井大阪府副知事)

田中さんのご発言を否定するわけではないんですけども、I Rを推進する観点からしたら、例えばシンガポールの例とかも一緒ですけども、I R事業者とオペレーターとのいろんなやりとりの中で、多分そこはいろいろ要綱をつくってI R事業者を選んでいく中で、例えばどの部分をI R事業者に負担していただくというのは、例えばシンガポールの例でいうと橋であるとか道路であるとかいわゆる基盤整備という部分があって、地下鉄の部分を負担してもらうこと、こっちサイドからしたらええんですけども、若干I R事業者との交渉の中で、必ずしもそうなるかどうかという部分は多少不確定な部分があるという理解をしてるんです。一方的に地下鉄についてはI R事業者に負担していただくということを行ななかなかちょっと決めれない、今後のI Rの展開によってあるいは選定によってはという気がしますので、そこも若干含んだ上で、考え方としてはありかなというふうに思うんですけどね。

(田中大阪市副市長)

それはもうおっしゃるとおりです。ただ、これはI R事業者がどういうことを希望するか、多分事業者によって違うと思うんですよ。仮に負担するとしても、建設段階で全部負担して後を身軽にするのか、建設をできるだけ低く抑えて、後々毎年少しずつ払っていくと、それだけでも全然またスキームが変わってくるんですよ。それに加えて、普通I R事業者が負担する理屈があるとなれば、やはり鉄道とか道路とかいうインフラが整って、

それによって地価の値打ちが上がって、だから通常、平米何万のところをもう少し高く買うということで、つまり地価が上昇するということは、インフラ整備をしてそこで反映されるわけです。普通の区画整備と同じですね、基盤整備がされれば地価が上昇しますので、IR事業者もその事業者のタイプによって違うんでしょうけども、何かわけのわからん負担費をとられるということよりも、非常にインフラが整備されて土地の価値が上がって、それに見合うお金を払うと。それが結果的には我々から見ると、今の夢洲の地価に比べて少し上がっていると、多分ここがプラスの分、そういう形がいいのか、全く違う形がいいのか、これはIR事業者とのこれからのことで我々もそれにこだわっているわけじゃないです。

(新井大阪府副知事)

ないというわけですね。

(吉村副本部長)

これ、まちづくりするときの基本なんですけど、埋め立ての場合、埋め立てをして、そこで埋立地の売却によって基盤整備というのは整えていくわけですよ。ですんで、そこがないとまちとしては成立しないことになります。今回、鉄道が仮に要らないというのであれば、それが土地代には反映されないことにはなるんでしょうけども、例えば道路だけで、橋だけで済むとか、そうではないと思うんですね、夢洲のまちづくりを考えたときに、そうすると、それをどこで担うかとなれば、基本的には当然公共で担う等があるにしても、そこで利益を得る人にやっぱり担ってもらわなきゃいけないというのは、これは発想の基本だと思うんですね。それが住宅であれば住民ということになりますけど、今回住宅はもう想定してないですから、IRという民間事業者がそこで利益を得るわけですから、これは市民、府民の負担ということを考えても、そこで利益を得るところに負担してもらおう。そして、そこに鉄道が要らなきゃいいですけど、要るのであれば、そこも一定負担してもらおうというのは、僕は考えていけないと思いますよ。その割合をどうするかというのは詰めていって、当然運賃でこれだけ賄うんやから運賃このぐらいになったらこうだろうというのはあると思うんですけど、基本的には僕はそれは事業者に求めていかなきゃいけないことだと思いますね、地下鉄が必要になりますんでね。

(新井大阪府副知事)

別にそれを否定しているわけではなくて、開発によって受益を得る民間事業者に対して負担を求めることも否定しませんし、それがIR事業者が多くを占めるのであればそうであろうとは思いますが、地下鉄延伸についてIR事業者に負担を求めるということについて、果たして今後のIR事業者との交渉の中でどこまで一方的にというか、こっちの申してあれするのかというのは、若干ちょっとあれがあるん違うかなと思うんですけどね。

(吉村副本部長)

優先順位は考える必要あると思うんですね。その金額の幅も、運賃どうするかとかいう

のも含めてですけど、幅はあると思うんですけど、ただ、そこは僕の中でのやっぱり基本的に大事な優先順位というのは、I R 事業者も一定、どこの世界のI Rでもそうですけども、公共に投資、もうからないところも投資するよ。それがM I C Eという施設の形なのかいろんな形はあるんですけどね。あるにしても、優先順位というのは有識者、先ほどの溝畑さんの座長の会議の中でもやっぱり議論してもらわなあかんと思ってますけど、僕の中で優先順位が高いのは、やっぱり地下鉄というのは優先順位は高いと思ってます。これはひかないといけないので、ひかんでもええんだったら優先順位を下げてもいいですよ。それこそそのんびりつくればいいんだと、まちができて、ああこれやったらひいても黒字になるなどと思ってからひいていいというのであれば、それはいいんでしょうけど、そうじゃないと思うんでね。そういう意味で、その負担をどのくらい求めるかというのはしっかり議論していかないとけないけども、そこへ求めていくというのは、プライオリティーは高いとこにあるんじゃないかなとは思ってるんですけどね。

(松井本部長)

これ、地下鉄だけでなくて基盤整備について官民でどういう負担になるかという話になると思うんで、あくまでも交渉なんでね、テーブルについていただかないと。交渉事というのは、やっぱり最初はこちら側は高目のボールを投げて相手と交渉するのがごく普通だと思うし、相手側も低目のボール投げてくるしね。だから、それはもう基盤整備を官だけでやらないということだけは、これ確かなことで、やっぱり民間も入った中での応分の負担と、これはだからI Rの推進会議もそうですし、これから推進局ができる中で、タフなネゴシエーターの交渉をやっぱり事業者とやりたいと、こう思ってます。

(手向事務局長)

そうしましたらほかございますでしょうか。

なければ、まず地下鉄の延伸に関して、本部長からご指示のあった部分の検証について行うということと、それと、本日提出の資料に関しまして、万博の開催に向けて大阪府と大阪市がこの内容で合意して共同で取組みを進めるということで確認させていただきます。そういうことでよろしいですね。

(松井本部長)

はい、了解です。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題3の国連犯罪防止・刑事司法会議(コンGRES)の誘致についてを議題といたします。

まずは内容について、大阪府政策企画部企画室政策課の川端課長から説明のほうをよろしく願います。

(川端大阪府政策企画部企画室政策課長)

それでは、お手元の資料4をごらんください。

1ページでございます。国連犯罪防止・刑事司法会議、いわゆる कांग्रेसにつきましても、国連が5年ごとに主催しております約150カ国から5,000人の参加者が見込まれる犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議でございます。各国から司法大臣や検事総長などハイレベルの代表の参加が見込まれております。

次回、第14回の कांग्रेसは、オリンピックイヤーでございます2020年に日本で開催されるのが正式に決まっております。日本政府において、この कांग्रेसの2020年開催というのは、まさしく世界に向けて日本の治安のよさをアピールする機会であるとともに、安全・安心な社会実現に向けた施策展開に寄与すると、こういうふうに位置づけられております。

2ページをごらんください。 कांग्रेस誘致の基本的な考え方でございます。まず、安全・安心なまちづくりの推進でございます。これまでから府民とともに、安全な安心なまちづくりを進めてまいりました大阪の取組みをさらに進め、治安のよさを世界にアピールする機会と考えております。2点目が、MICEの戦略的誘致でございます。現在、府、市、経済界、大阪観光局でMICEの戦略的誘致を推進することとしておりますが、その取組みの一つとして位置づけをしております。さらには国際交流でございます。学生ボランティアなどが会議本体やサイドイベントなどで海外の方と交流する機会などを設けるとともに、世界で活躍するグローバル人材の育成にもつながることと考えております。さらには、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の万博とつながって、世界に向けて大阪をアピールしていく都市格の向上や知名度アップの向上につながるというふうと考えております。こうした考え方のもとで、知事、市長のご決裁をいただきまして、昨年12月に法務省に応募種類を提出したところでございます。

資料3ページをごらんください。提案の概要でございます。大阪府・大阪市の共同提案でございます。施設といたしましては、府立国際会議場とリーガロイヤルホテルの一体的な利用を考えております。 कांग्रेसの会議本体につきましても、主催者である国連と国が詳細を調整されますけれども、開催自治体といたしましては歓迎機運の醸成であったり、それから、さまざまなサポート事業を企画、運営したいというふうと考えております。会議費用に関しましては、会議本体は国、国連の負担ということが基本でございます。ただ、国との連携によって地元で参画する事業において大阪府、大阪市の政策推進に寄与するものと判断するものについては必要額を一定負担するというふうと考えております。

最後に、4ページをごらんください。今後の対応でございますけれども、誘致活動に関しては府市が連携を密に行います。さらに、誘致活動に伴う費用については、これは旅費が中心になりますので府市で応分の負担をしながら進めてまいります。さらには、開催都市決定後につきましても、府市折半を基本としつつ個別協議で決定していきたいというふうと考えております。

最後に参考でございますが、開催都市決定までの今後のスケジュールということで、現在、法務省において申請書類を審査されているところでございます。先日も法務省の事務次官が国際会議場、リーガロイヤルホテルを現地視察されたところでございます。最終的

な国内での開催都市は、今年の8月末までに決定をいたしまして、その後法務省と国連との協議によりまして2018年、恐らく4月以降になりますけれども、国連において正式に開催都市が決定すると、こういう運びになるかと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、今説明のございました国連犯罪防止・刑事司法会議の誘致につきましては、府市連携のもとに取り組む、また、誘致活動に伴う費用は府市それぞれが応分の負担を行い、開催都市決定後は府市折半を基本に、個別の協議を経て決定するというところで進めていくことを確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題3については以上です。

説明者の入れかえをお願いいたします。

続きまして、議題4として、総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会について報告させていただきます。

今年度総合区・特別区に関する意見募集説明会は、各区1回、全24回開催してまいりました。その概要につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

吉村部長、よろしくお願ひいたします。

(吉村副首都推進局総務担当部長)

副首都推進局総務担当部長の吉村でございます。

私のほうからお手元に配付の資料5に基づきまして、昨年8月から開催いたしました総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会につきまして、その結果概要をご報告させていただきます。

まず、表題についてでございますが、今月28日で最終の東成での説明会が終了しましたことから、昨日までに分類整理を完了したご意見について資料に反映させていただいているということで暫定版と表記させていただいております。ご意見の募集は本日までとなっておりますので、残るご意見につきましては、募集期間終了後できるだけ速やかに集約の上、確定版として公表してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の方に移らせていただきます。

まず、全体概要でございますが、1、意見募集・説明会全体概要をごらんください。趣旨、目的につきましては、住民自治の拡充や二重行政の解消といった大都市の抱える課題解決に向けまして、総合区制度・特別区制度についての検討を進める上で、今後の制度案づくりの参考としていくため市長と知事が出席し、市民のご意見を直接伺うべく開催したものでございます。昨年8月31日から本年1月28日まで、各区1回、計24回開催し、2,657名の方々にご参加いただきました。

次に、2、市民からのご意見についてをごらんください。まず、意見募集の方法についてですが、意見募集・説明会当日ご発言いただきましたほか、意見募集・説明会に参加さ

れました方々へ意見要旨を配付しますとともに区役所窓口等に配架し、今月末まで受け付けているところがございます。さらに、説明内容や他の会場でのさまざまなご意見などもご確認いただき、ご意見をいただけるよう説明会の様子についてはインターネット中継、録画配信を行いますとともにインターネットでもご意見を受け付けております。本説明会は、市民の皆様にご総合区制度・特別区制度をできるだけわかりやすく説明し、多くのご意見を頂戴することを目的としており、意見要旨につきましては、自由記述方式といたしました。意見数をごらんください。頂戴したご意見の数ですが、1回のご発言、1枚の意見要旨に幾つものご意見が含まれる場合もございますことから人数や枚数と意見数とは一致いたしておりません。会場でご発言いただいた延べ人数は292名、延べ意見数は488件、説明会当日の意見要旨によるご意見は1,423枚で、延べ意見数1,677件、区役所窓口等では20枚で、延べ意見数51件、インターネットでは78通で、延べ意見数112件で、現在のところ延べ意見総数は2,328件となっております。冒頭申し上げましたが、今後、件数等に若干の変動要素があることをご了承願います。

続きまして、いただいたご意見の内容についてご説明させていただきます。おめくりいただきます、資料の裏面をごらんください。2ページになります。中ほどの表におきまして、新たな大都市制度に関するご意見については、(1)事務分担から以下(2)、(3)といきまして(8)その他、制度一般まで項目ごとに分類し、説明会の運営に関してなど、その他の意見につきましては最後に一括して、それぞれ募集方法ごとに件数を記載しております。項目別に全体の傾向を見ますと、件数の多くを占めるのが会場のご意見でございますが、(8)の制度改革の是非に関する事など制度一般に関するご意見が一番多く、次いで説明会の運営、市政一般などに関して、さらに制度に関するご意見では(7)スケジュール・今後の進め方や(2)区数・区割り・名称などに多くのご意見をいただいております。

表の太枠内の新たな大都市制度に関するご意見につきましては、次ページ以降をごらんください。3ページから5ページにかけて、ただいまご説明いたしました表の項目の(1)から(8)ごとに比較的多く寄せられたご意見について、その要旨をお示しいたしております。

記載方向についてご説明させていただきますと、3ページの(1)事務分担についての1つ目の項目をごらんください。スラッシュでそれぞれ括弧内、「A案が良い」「B案が良い」「C案が良い」を区分しておりますが、まず、意見の類似したものは1つに集約し、その中で異なる部分がある場合にはスラッシュの記号で区分するという事で表記させていただきます。

以下、(8)その他、制度の一般に関するご意見まで、さまざまなご意見をいただいております。個々の意見要旨につきましては、ご参照のほどよろしく願いいたします。私からのご説明は以上でございます。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

少し事務局から。総合区に関しましては、今後速やかに総合区の担う事務と区数について1案に絞るということを考えております。年度内にまた区割り案をまとめる。それから、

8月ごろまでには詳細な事務の範囲、職員体制をはじめ区割り、コスト、予算意見具申権、地域自治区などについても検討し総合区の素案をまとめていくこととしております。

それでは、ただいまの開催経過概要に関しまして、何かございましたらご発言のほどよろしく願いいたします。

では、吉村市長、お願いいたします。

(吉村副本部長)

まず、24区全部回って、ほぼ全部2時間みっちりだったと思うんですけど、職員の皆さん本当にお疲れさまでした。日曜日とか夜の遅い時間とかも皆さん出席いただいてありがとうございます。

今回のこの総合区と特別区の意見説明会というのを経まして、これ自体は住民の皆さんの意見を聞くということで、多数意見を問うものではないと思ってます。この意見が多いからこうすとかそういうものではなくて、やはり今後制度設計していく上でこれは参考になるなと思うようなものについて、議会への議論も含めてぜひ参考にしていきたいと思えますし、そういうふうに今ちょっといろいろ指示も出してますけども、そういう形で、今回のこの意見要旨ということで集まったものについては取りまとめてもらいたいなと思ってます。

予定でいくと、2月の10日に大都市・税財政制度特別委員会がありますんで、その前までには区数の絞り込みと、そして事務の範囲というのをちょっと一定考え方を出したいと思ってます。これは昨年的一般質問のときに、議会からも早く検討するよという指示も出て、その段階で僕も指示を出しましたんで、一定下準備は進んでいると思いますが、そういったスケジュール感で進めていきたいと思えます。それで、2月10日の大都市税財政で区割りも含めた議論もやって、3月中にはこの総合区における区割りというのもやろうと思ってます。

それから、特別区については、これはもう府市共通ですけど、法定協議会の議案というのを2月に出して、特別区についても議論ができるよというので、議会の理解を得ていきたいと思えますんで準備をしっかりと進めていってください。

(手向事務局長)

それでは、今ご指示をいただいたように総合区について制度、本部長はよろしいですか。

(松井本部長)

うん、吉村市長と一緒に。

(手向事務局長)

総合区について準備を進めてまいりますとともに、特別区につきましては、必要な議案の提出準備も進めてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、説明者の入れかえをお願いいたします。

続きまして、議題5のA項目及びB項目以外の事務事業の取組みについてを議題とさせていただきます。

この議題からは、慶應義塾大学総合政策学部教授の上山信一特別顧問にもご出席いただきます。よろしくお願いいたします。

前回の本部会議で、主な府市連携の取組みの検討状況について報告させていただきましたが、大阪府、大阪市では、A項目及びB項目以外の事務事業についても府市連携に取り組んでおります。その進捗状況について、本年1月末での状況について全庁的な調査を実施いたしましたので、事務局から説明のほうをさせていただきます。

西田部長、よろしくお願いいたします。

(西田副首都推進局副首都企画推進担当部長)

副首都企画推進担当部長の西田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、A項目及びB項目以外の事務事業の取組みについてご報告申し上げます。まず、お配りした資料ですが、本日中心に説明させていただきます資料6とそれに関連いたします参考資料概要と参考資料1から5の3種類をおつけさせていただいております。ご確認よろしくお願いいたします。

では、まず資料6の表紙をめくってください。まず、この取組みの経過をお示しております。平成24年2月の大阪府市統合本部会議におきまして、A項目及びB項目以外の全ての事業について、住民サービスの向上と行政の効率化を図るなどの観点から、副知事、副市長、部局長マネジメントのもと、府市連携の取組みを自立的に進める体制を構築し、府市カウンターパート間で協議を進めていくことが確認されました。その後、9月の会議で平成24年8月末時点で187件の取組みが整理されたことを報告されております。

次に、現在の取組み状況についてですが、先般、知事、市長より部局長マネジメントのもと、府市でしっかり協議を行い取組みを進めるようにとのご指示があったことを受けまして、先ほど局長から説明ありました平成29年1月末時点の状況調査を各部局に対して実施し、報告内容を集計して速報として取りまとめました。その結果ですが、右の表にありますとおり、実施合意に至ったものが136件となり全体の7割を超えるなど、府市連携の取組みが一定進んできたものと言えるかと思えます。例えば左側ですが、実施済みの取組みの例として記載しています東京事務所や上海事務所の一体運営、法人関係税の窓口統合など、従来には見られなかった連携や一元化が進んでおります。

なお、全体の取組み件数につきましては、ちょっと小さいんですが、注1に記載しておりますとおり、地方独立行政法人評価委員会の一元化という項目におきまして、今回の集計では法人ごとに分割したことから、項目数の合計が2件増加して189件となっております。いわゆる大学、病院、市工研の関連でございます。

右の表で、実施合意に至っているもの以外の項目につきましては、協議中のものが3件、実施しないと判断されたものが14件、新たな大都市制度への移行を前提に検討することとしたものが36件となっております。それ以外に、表の下に 印でお示しておりますとおり、平成24年9月の整理項目以外に共同実施したものが12件ございます。なお、それぞれの項目に関する参考資料の番号を付しております。これについては後ほど簡単に説明させていただきます。

今回、報告を受けましたこれらの事務事業の取組みにつきましては、評価も含めて部局長マネジメントに委ねるというスキームで取り組んでおりますことから、例えば表彰や研

修、評価委員会等の一元化など、複数の部局で行われている同様の事務事業につきまして、集計の結果を見ますと、取組み状況に違いなどがあることもわかってまいりました。これらのことから下段にあります今後の進め方につきましては、1つ目の丸印に記載いたしましたが、今後、副首都推進局において、今回、速報ベースで整理しましたお手元の参考資料1から5に基づいて、横断的な視点で再確認を行うことを考えております。また、2つ目の丸印でお示ししていますように、先月の第7回副首都推進本部会議でその設置をご確認いただいた副知事・副市長会議にもお諮りしながら、部局長マネジメントのもとでの府市間の連携をさらに推進していきたいと考えております。

続いて、お手元の2枚つづりの参考資料概要でございますが、今回の部局からの報告を集計したあくまでも速報値でございますが、その集計した速報値を前回24年8月末の調査結果と比較した上でまとめております。1ページ目の最初の表は、実施合意に至った件数の推移、一番上に書いておりますが、につきまして、政策分野（横軸）と業務分野（縦軸）ごとに整理し速報値としてまとめたものでございます。それぞれの分野ごとに、前回24年8月末時点から今回29年1月の間で一定の進捗が見られ、特に表下段の情報発信・普及啓発活動の共同実施やその他（事務事業の統合など）の項目では、大きな進捗が見られております。

裏面の2ページ目は、縦の項目の実施合意、協議中などの取組み状況について、それぞれの表では、先ほどの政策分野別に、下の表では業務分野別に分類したものでございます。2つの表それぞれの実施合意欄の括弧書きには、平成24年8月末から実施合意に変動した数でございますが、全体としてこれも取組みが大きく進展している状況が見てとれます。なお、協議中のものは、今回の速報ベースでは残すところあと3件となっております。

次の3ページには、ご参考として24年9月の大阪府市統合本部の資料の抜粋を掲載しております。上段の内容は、冒頭に説明しました資料6で記載しております内容と照合しており、現時点での協議状況の各項目、縦軸、横軸の分類は、先ほどご説明しました1ページ、2ページの政策分野、業務分野の項目と同じでございます。今回の速報は、比較しやすいようにこの分類項目を使用して整理しております。

最後になりますが、別添しております参考資料1から5につきましては、各所属の報告をそのまま速報として政策分野別に一覧にしてまとめたものでございます。実施合意したもの、参考資料1、合意に向けて協議中のもの、参考資料2、協議を進めた結果、実施しないと判断したもの、参考資料3、新たな大都市制度への移行を前提に検討することとなるもの、参考資料4といたしまして、以上に加えまして今回新たに実施した調査項目として、先ほど若干紹介いたしましたが、平成24年9月以降共同実施したものの12件でございますが、これを参考資料5としてまとめております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、この参考資料は、参考資料1から5をベースにしまして今後再確認していくことを考えております。あわせて後ほどごらんいただきたくよろしく願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

（手向事務局長）

ありがとうございました。

それでは、これより意見交換に移りたいと思います。

まず、上山特別顧問、何かこの件に関してございますでしょうか。

(上山特別顧問)

今回、体系的に全体の状況を調べていただき、いろんなところで府市連携が小さなことも含めて着々と進んでいるのがわかったのは非常にいいと思います。しかし、中身を見るとイベントとかキャンペーン、研修とか割とやりやすいもの多くて、ちょっと踏み込んでやらなくちゃいけないものに関しては検討中というのが多い。これ、24年だから4年半、実質経ってるわけです。依然、「検討中」、あるいは「実施済み」だけど中身を見ると検討中というのが結構ある。これらについては、各部に任せてるだけじゃなくて、別途改めて、なぜ進みにくいのか原因分析をやる必要がある。

例えば連携が非常にうまくいくための象徴的な事柄としては、人事交流があると思う。相手の組織に行ってまた戻ってくると、向こうの様子もよくわかるし人脈もできるし、向こうの制度の違いなんかもわかる。お互い非常にうまく進むわけですけど、このペースが非常に弱い。この一覧表、参考資料1の一番最初のページの3番目と、あと7番目ですね。3番目は事務部門、技術部門で、7番目が教育ですけど、これはやってるし、増えているんですけど、平成23年が36人で、24年が61で、そのあと4年たって74で、そんなすごく増えているとは言えない。下の教育庁についても分野が非常に限られている。多分現場の都合で簡単ではないと思うが、最近できた副市長・副知事会議あたりで、そもそもなぜ進みにくいのかを整理していただいて、事務局もバックアップ、サポートして、さらに進めるためには何が必要なのかというのをもう一回洗い出したほうがいい。

ものによっては、制度上、難しい、あるいは府と市が別の法人である以上、ここに書いていても実際無理というのものもあるかもしれない。そういうのは別枠で管理し、ここにあるものは一回整理し直したほうがいい。済んだやつはもう結構ですが。そういう意味ではイベント系とか研修とか簡単にできるものに関しては、よかったねということで引き続きやってくださいというのでちょっと別枠に管理。制度的にそもそも難しいというのものを別枠で管理。ほどよいサイズの向こう二、三年でやれるようなものをカテゴリーに分けて整理して、それで、後は定期的に副市長・副知事会議あたりで年に1回か半期に1回ぐらい見ていくような体制が要ると思う。

それを考える上で参考になるのが、府大と市大。事務レベルの連携と、教務、先生レベルの連携の2種類あるけれども、それぞれ何ができるかを洗い出し整理し進捗管理を毎回経営会議で報告していただいている。3カ月に1回ずつ出てくるので、皆さんの意識もできるだけ前に進めようというふうに進んでいったりします。

要は全体に、資料のつくり方も含めて、もう少し多頻度でレベルを上げてやっていてもいい時期に入ってると思います。かつてはAとBで忙しく、あと都構想の話とかもあって、なかなかCといいですか、こういう領域まで目配りできなかった。しかし今やもう少し幹部のほうで、このレベルのところまで見ていく段階に入ってきていると思います。

あと、人事交流に関しては一定数値目標を掲げたほうがいいんじゃないでしょうか。どこかで無理しないと頑張れないという現実があると思うんで、やっぱりこれだけの職員がいてわずか数十人というのは少ないんじゃないかと思う。府庁から例えば区役所に行くとかもあってもいいかもしれない。外郭団体、独法に行ったり、あるいは独法同士でとか、

いろんなパターンも戦略的に考えればいいと思いました。

以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

ただいまのご発言に関しまして、新井副知事、お願いいたします。

(新井大阪府副知事)

副知事・副市長会議の話も出ましたので、正直申し上げて集計してもうて、それぞれの副知事、副市長の方には報告をいただいております。おっしゃいましたように集計だけなんで、中身の悉皆的な分析までまだ至っておりません。ただ、全部悉皆的に分析するかどうかという議論もあるんですけども、ただ、ここで書いてるように表彰や研修といった共通項目、同じような中でも実は濃淡があるんですよ、進みぐあいの濃淡があったりとか、それと、協議してたけどもあかんわということについてもデメリットが多いからやめちゃったみたいなところがあって、でも、それはデメリットが多いからやめたのか、本来的には効率的にすることとあわせて、効果的にすることで住民サービスの向上が上がるためなんで、それぞれの目的に照らして本当にデメリットが多いからというてやめていいのかどうかを含めていろいろ分析はせなあかんというふうな思いがありました。

今先生のほうからご提案ありましたように、全部見ながらということもあるんですけども、簡単なもの、難しいもの、ほどよいものというようなりあえず、とりあえずといただきますか、分類化した上でもう一度分析をすること、数値目標を上げるのはそれぞれ中身に入っていくかといけないので、どこまでできるかというのはありますけれども、その点も含めて一度、副首都推進局のほうでさっと見てもうた上で、副・副会議のほうで取り上げていきたいというふうに思ってます。

(手向事務局長)

ほかございますでしょうか。

中尾副市長、お願いします。

(中尾大阪市副市長)

上山顧問からご指摘いただいたとおり、この取組みの概略の表を見ると、僕、最初見たときは、協議中が3件しか残ってませんから全部終わったんかと、ほぼ終わったんかという印象を持ったんですけども、中身を、特に実施合意に至ったものの中身を見ていきますと、実施後の状況確認をちょっとさせてもらわんとしんどいなという項目がたくさん見られますんで、僕自身はイベントとかキャンペーンとか研修とかいう割と取り組みやすい項目とか、そういう仕分けをするという発想はなかったんですけども、特に実施合意に至っている分についても実施後の状況確認、そういう意味で、ある意味ではPDCAサイクルをちゃんと回すという意味で、きちっと所期の目標としているところにいるのかどうかというのは、実施条件について実施済みで終わってますんで、後はきちっと書かれていない部分がありますんで、その辺はフォローせんとあかんと思ってます。そういうことを

副首都推進局にある程度お願いをして、中身をもうちょっと詰めてやっていきたいなと考えてます。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。では、よろしいですか。そうしましたら、本部長、副本部長のほうから、この件に関しましてございますでしょうか。

(吉村副本部長)

上山顧問の言うとおりでなと思います。これ見たら、実施済みでずっと並んでるんですけど、多分この濃淡というのは逆に見えにくくなっているんで、その濃淡を見えやすくしていかないといけないだろうなど。最終的には効果のためにやってるので、そういった意味では整理というのをもう一回やってもらって、強化するところは強化するし、できないところは明確な理由があるんではできないだろうし、その色分けがわかるような形でさらに整理してほしいなと思います。

(手向事務局長)

そうしましたら、この件につきましては、上山特別顧問からいただいたご意見を踏まえまして、副知事・副市長会議にもご相談の上、進め方に……、知事、済みません。

(松井本部長)

この取組み効果のところ、事業が円滑に動き出すとかそういうのはよくわかるんですけど、あと財政効果もあるのかなのか、それはちょっと入れておいてもらいたいなと思います。

それから、いろんな計画の実施予定という部分のところは、もう実施時期が入ってるやつはやるということが決まっているということでもいいわけやね、これは。

(手向事務局長)

そういうことであろうと思っております。それも含めてきちっと確認のほうはさせていただきます。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、特別顧問のご指摘、それから、知事からご指示いただいたことも含めまして、どのようなやり方で進めていくかにつきましては、副知事・副市長会議の場でもご議論いただきながら進めていきたいと思っております。この件は、そういう取り扱いとさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

以上で、本日の第1部の議題は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

後半の第2部につきましては、出席者の時間の関係もでございますので、予定どおり3時からということでさせていただきますというふうに思います。時間のほう45分ほどあきますけども、3時からでお願いしたいと思っております。それでは、一旦終了させていただきます。

(休憩・再開)

(手向事務局長)

堺屋先生、今こちらの方に向かっておられる途中なんですけれども、3時になりましたので、会議を進めさせていただきたいと思います。

ただいまより第2部を始めさせていただきます。

まず、出席者の紹介をさせていただきます。

資料1の第8回副首都推進本部会議第2部出席者名簿にも記載しておりますが、まず、本部長の松井一郎大阪府知事です。

副本部長の吉村洋文大阪市長です。

それから、続きまして大阪府・大阪市特別顧問の方々をご紹介します。

作家で元東京都知事の猪瀬直樹特別顧問です。

慶應義塾大学総合政策学部教授の上山信一特別顧問です。

中央大学大学院経済学研究科教授の佐々木信夫特別顧問です。

それから、堺屋特別顧問については後ほど来られます。

それと、原特別顧問につきましては、本日、日程のご都合がつかず、ご欠席となりました。

ただいま、作家で元経済企画庁長官の堺屋太一特別顧問がお越しになりました。

次に、堺市、市長会・町村長会からご出席いただきましたの方々をご紹介します。

堺市の竹山修身市長です。

大阪府市長会会長の田中誠太八尾市長です。

大阪府市長会総務文教部会長の辻宏康和泉市長でございます。

大阪府町村長会会長の松本昌親千早赤阪村長です。

なお、大阪府町村長会行財政部会長の田代岬町長は、日程のご都合がつかず、ご欠席となりました。

その他、大阪府、大阪市の出席者については、お手元に配付しております出席者名簿のとおりです。

本日の会議については、遅くとも16時20分ごろには終了とさせていただきたいと思いますので、進行への協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の議題、「副首都ビジョン(案)」についてでございます。

9月の第6回副首都推進本部会議でご議論いただきました中間整理案をもとに、機能面、制度面、経済成長面のそれぞれについて具体的な取組みの方向の検討を進め、事務局において副首都ビジョン(案)をまとめております。

それでは、資料に基づきまして松井副首都企画推進担当部長から説明させていただきます。

(松井副首都企画推進担当部長)

副首都ビジョン(案)についてご説明いたします。

資料7をごらんいただけますでしょうか。

今回から、名称をわかりやすく、副首都ビジョンとさせていただきます。

このビジョンについては、本日ご議論いただき、案としてまとめた上で、議会でのご議論やパブリックコメントなどを経て、今年度末に最終の取りまとめを予定しています。

資料をおめくりください。

目次でございますが、基本的な構成は中間整理案時点と変わっておりません。

資料をおめくりください。

第1章、副首都の基本的な考え方ですが、4ページ目のところですが、副首都の必要性として、東京一極集中という我が国の現状を踏まえ、都市間競争、さらに災害リスクの観点から東京以外にも日本を支える拠点都市が必要という点、また分権型の仕組みへの転換を先導する取組みが必要という点をお示ししています。

続く5ページから7ページは副首都の必要性の説明と関連データでございます。中間整理案同様、5ページで我が国の現状をお示した上で、めくっていただいて、6ページ、7ページに必要性といたしまして、国際競争力を持つ複数の拠点が必要、2つ目として大災害にも対応し得る国土の強靱化が必要、3つ目として分権型の仕組みへの転換の先導が必要としております。

おめくりください。8ページ、9ページでございます。

副首都・大阪が果たすべき役割といたしまして、西日本の首都、首都機能のバックアップ、アジアの主要都市、民都という4つの役割をお示した上で、こうした役割を果たすことで、下のページでございますが、副首都・大阪は、東京とは異なる個性・新たな価値観をもって、世界で存在感を発揮する東西二極の一極として日本の未来を支え、けん引する成長エンジンとなることを目指すこととしております。

また、その際、下の点線囲みですが、大阪だけでなく、副首都圏として京阪神、関西圏を視野に入れた取組みを進めることとしております。

続く10ページから13ページまでは4つの役割の説明でございますが、中間整理案と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

14ページにお進みいただけますでしょうか。

第2章、副首都・大阪の確立、発展に向けた戦略です。こちらも中間整理案とほぼ同様でございます。

まず、副首都の確立のために、大阪自らが副首都に必要な機能面、それを支える制度面での取組みを進めることにより、2020年ごろを目途に副首都としての基盤を整え、この自らの取組みを推進力として副首都化の取組みを支援する仕組みを国に働きかけ、副首都の確立を図ることとしています。

さらに、副首都として発展していくため、経済成長の取組みを並行して進め、グローバルな競争力を向上させることとしております。

次の15ページをごらんください。

今ご説明した戦略の考え方をまとめた図でございます。

左上、大阪自らの取組みとして、機能面と制度面の取組みを一体的に進め、2020年頃までに基盤を整える。これを推進力として、下の方に移りますが、副首都化の取組みへの支援を働きかけ、副首都としての国内外の認知を高め、副首都を確立します。並行して、万

博やI Rのインパクトも生かしながら、副首都としての発展を遂げるための経済成長面の取組みを進め、東西二極の一極を確固たるものとする形を考えております。

資料をおめくりください。

16ページ、17ページ、まず1つ目の機能面での取組みでございます。

大阪ではこれまでも、自らの改革によって大都市の機能を向上させてきましたが、大都市のポテンシャルに磨きをかけるため、ハード・ソフトの両面から機能面の取組みを進めることとしております。

具体的な項目については下の(1)から(6)にまとめておりますが、項目自体は中間整理案と同様でございます。

おめくりください。

18ページから25ページは機能面の取組みの内容を具体的に書かせていただいております。項目ごとに、これまで実施してきた自らの改革をこれまでの取組みとして記載するとともに、副首都としての基盤を整えるために、さらにこれから取り組むべき内容を取組みの方向性という形で記載しております。

18ページ、19ページは都市のインフラの充実でございますが、高速道路、鉄道、空港、港湾に分けて記載しておりますが、取組みの方向性といたしましては、淀川左岸線延伸部や、なにわ筋線の事業化、地下鉄の株式会社化などを記載しております。

おめくりいただきまして、20ページ、21ページは基盤的な公共機能の高度化でございます。

こちらを取組みの方向性といたしましては、安全・危機管理機能としては、消防力の強化や健康安全基盤研究所の創設などを記載しております。

また、水道・下水・ごみ処理などの生活インフラの最適化としては、引き続き規模の最適化や経営形態の見直しに取り組むこととしております。

おめくりいただき、次の22ページ、規制改革や特区による環境整備では、既に国から指定を受けている特区制度のさらなる活用や社会実証の取組みについて、また次のページの産業支援や研究開発の機能・体制強化では、大阪産業技術研究所の創設に加えて、大阪全体の産業支援のあり方検討や産業支援団体の統合等について取り組むこととしております。

おめくりいただき、(5)人材育成環境の充実では、1つ目の府立大学と市立大学の統合による教育力向上を進め、その統合効果として新大学が都市シンクタンク機能などの新たな機能を充実させていくことや、2つ目、小・中・高等学校における教育の取組みとして、国際バカロレアコースのある公設民営校の設置について記載しております。

25ページ、文化創造・情報発信の基盤形成では、中之島での新美術館の開館、大阪観光局等の都市魅力推進体制のさらなる充実、国際的なイベントの開催などを通じた魅力の発信の強化などについて記載しております。

資料をおめくりください。

26ページからは2つ目の制度面の取組みでございます。

先ほど機能面でお示したような副首都に必要な都市機能、これを強力に整備し得るためには、これらを支える制度面の取組みが不可欠という認識のもとで、大都市制度、基礎自治機能、広域機能がどうあるべきか、さらには副首都の確立に向けて国へどのように働

きかけていくかについてまとめております。

次の27ページ、(1)副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現でございますが、都市機能(広域機能)の整備を強力に進められる制度への改革や基礎自治機能の充実に向けた仕組みづくりが必要との認識を示した上で、現行の法制度といたしましては地方自治法による指定都市都道府県調整会議と総合区制度あるいは特別区設置法による特別区制度というのがございますことから、府域の都市機能について現行のような協議・調整で行っていくのか、あるいは大阪府に一元化するのか、こういった副首都・大阪にふさわしい制度の検討を深めていく必要があるとしております。

おめくりください。

28ページ、副首都・大阪の住民生活を支える基礎自治機能、こちらは府内市町村のところでございますが、基礎自治機能の充実ということでは、中核市並みの基礎自治機能を担い得る行政運営体制の強化に向けて新たな連携を促す協議の場づくりなど、大阪府が積極的にコーディネートに取り組むこととしております。

次のページ、(3)副首都(圏)、こちらはもう少し広い京阪神・関西の都市機能を支える広域機能の充実につきましては、国からの事務権限の移譲など、関西広域連合とともに連携して取り組んでいくこととしております。

続いて、(4)国機関移転等の働きかけでは、既に大阪に移転が決まった機関や拠点のある機関を中心に、大阪・関西での国機関の拠点性の向上を広域連合や経済界と連携して求めていくこととしております。

資料をおめくりください。

30ページ、(5)副首都化の取組みを支援する仕組みの働きかけでは、まず首都機能をバックアップする拠点として大阪・関西を位置づける働きかけを進め、さらに副首都(圏)の取組みを支援する制度の働きかけを行うこととしております。

次の31ページをごらんください。

3つ目の副首都として発展するための経済成長面での取組みでございます。

グローバルな競争力を高めていくためには、中間整理案でお示したような産業・技術力、資本力、人材力の3つの要素から取り組むという基本的な考え方に加えまして、中間整理案以降、万博や統合型リゾート、こういったものの具体的な動きが進みましましたので、これらを副首都として発展を遂げるためのインパクトとして位置づけております。

資料をおめくりください。

32ページ、33ページは、今申しましたインパクト、万博と統合型リゾートの現状についてまとめております。

試算では、それぞれ兆円単位という大きな経済効果が見込まれております。

資料をおめくりください。

34ページ、35ページでございます。

こちらは、中間整理案でもお示した産業・技術力、資本力、人材力、3つの要素について、それぞれの取組みの方向性と重点的な取組みを記載しております。

資料をおめくりいただきまして、1つ目の産業・技術力では、健康・長寿を基軸とした新たな価値の創出、これを重点的な取組みといたしまして、36、37ページでは、吹田、摂津にまたがる健都であったり、中之島の再生医療の国際拠点形成など、世界トップクラス

のライフサイエンスクラスター形成について記載しております。

また、めくっていただいて、38ページ、39ページでは、IoT、AI等の新技術活用などのものづくりの基盤を生かしたイノベーション促進について記載しております。

次、めくっていただきまして、2つ目の資本力につきましては、世界水準の都市ブランドの確立というのを重点的な取組みといたしまして、40ページ、41ページでは、うめきた2期や、あるいは下にありますリニア、北陸新幹線などの世界に誇れる都市空間の創造について記載しております。

めくっていただきまして、42ページ、43ページ、こちらはソフト面になりますが、IRを含む国際観光拠点の形成など、世界的な創造都市、国際エンターテインメント都市の確立について記載しております。

資料をおめくりいただきまして、3つ目の人材力、こちらにつきましては、内外から多様なプレーヤーが集い、活躍する場の創出というのを重点的な取組みといたしまして、44ページ、45ページでは、エコシステムの構築であったり、外国人高度人材の活用など、多様な人材が活躍できるオープンでチャレンジングな環境整備について記載しております。

次のページ、46、47ページでは、フィランソロピーの促進など、民間活動促進の仕組みについて記載しております。

資料をおめくりいただきまして、48ページ、49ページ、こちらの第3章では、副首都・大阪を確立したその先にあるものとしたしまして、副首都として発展する未来の大阪を示しております。

副首都・大阪は、万博のレガシーやIRのインバウンド効果も活用して発展を遂げ、下のほうの記載になりますが、世界の中では世界が注目する産業・文化・サイエンスの拠点、日本の中ではスーパーメガリージョンの西の核、住民の皆様にとっては豊かで利便性の高い都市生活を実現していくこととしております。

資料をおめくりいただきまして、50ページ、最後に第4章で今後の進め方を記載させていただきます。

この副首都ビジョンを指針として、具体的な取組みにつきましては副首都推進本部会議において確認をしながら着実に進めることとし、その過程で必要に応じて見直しを行うこととしております。また、市民・府民、全国に対する理解促進の取組みや経済界や関西広域連合とも連携した国等へのアプローチなど、副首都・大阪に向けた機運醸成を図ってまいります。

なお、51ページには、参考といたしまして、圏域のイメージ、52ページには大阪の主な動きをつけさせていただいております。

資料の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(手向事務局長)

それでは、この内容につきまして皆様から順次ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、特別顧問の皆様からご意見いただきたいと思っております。

堺屋特別顧問、よろしく願いいたします。

(堺屋特別顧問)

ありがとうございます。

この首都機能、副首都のお話でございますけれども、まことによく整理されているとは思いますが、どこが副首都かというところがよくわからないんですね。もしどこかの都市が自分の都市の発展にこの文書をそのまま出しても、大体同じようなものが出てくるんじゃないかという気がするんです。副首都であることの機能、副首都には何が必要か、何が首都機能か、ということピンポイントで、これとこれとこれは何年までに実現するというようなことをきちんと目標を立てて出すべき必要があると思います。その中で、私はやはり一番大事なものは、次の万国博覧会、それから I R、これが実行されるときに、どこがほかの都市が発展するのと違って副首都になるのかということを確認しなきゃいけないと思います。

今一番大阪に欠けているのは情報発信機能だろうと思います。これが日本だけが東京一極に集中しております。人口5,000万人以上の先進国で外国人記者クラブが1カ所しかないのは日本だけあります。韓国でさえもソウルと釜山と2カ所あります。まず第一に情報発信機能を確立する。そのために、やっぱり全国放送を大阪に置かなきゃいけない。全国マスコミを置かなきゃならない。これが副首都としての第一条件だと思えます。

私は1996年に新首都の法案をつくりまして、これは国会まで通りましたがけれども、東京の官僚のサボタージュで結局できなかつたんですけれども、そのときにも首都機能というのは何と何を置くところかということを中心に丹念に調べました。その経験から言いますと、やはり何の機能がなければいけないかということが明確になってまいります。やはり関西に一番欠けているのは情報発信機能ではないかと。

今、電波法によりまして情報発信機能は東京一極に集中し、関西の放送局が放送できる時間が限られています。これは電波法による行政指導の問題です。それから、紙のほうの情報も、トーハン、日販に集中するようになっております。したがって、関西の出版社が全国の都道府県の県境を越えて物を販売するときには、必ず東京のトーハン、日販の倉庫に持ち込まなきゃいけない。こういう機能が大阪にもできたらいいなと。これは随分、ダイエーさんがやったことも、長野県の本屋さんがやったことがあります。全部やっぱり公正取引委員会に潰されてしまいました。大阪では大阪屋がありましたけれども、ほとんど潰されてしまいました。

この情報発信機能で、やはり外国人記者を集中して定住させる。これはミラノが実現したことがあります。私も何度か講演会で申しましたけれども、ミラノをファッション都市にするために、まずファッション雑誌の情報機能を呼ぼうということにいたしました。5つの世界的ファッション雑誌の記者を常駐させる、そのために5ページずつ買い取るということをやりました。それでミラノが国際的ファッション都市になったわけなんでございますけれども、そういうようなことも考えたらと。まず第一に全国的放送局をつくる。これは、この次の I R、それから万国博覧会にひっかけてつくれば、必ずできると思います。

情報発信機能の次には情報作成機能、要するにシンクタンクですね。これが大阪に今全くありません。経済企画庁で11のシンクタンクの予想を毎年並べておりますけれども、その11の中に東京以外のシンクタンクは入っておりません。そこに入るようなシンクタンク

を関西・大阪にもつくったらどうかと。大分、一時、私が企画庁長官のときには関経連なんかリードしてつくろうといたしましたけれども、結局、物になりませんでした。これも何とか情報作成機能、情報加工機能を設置していかなきゃいけないと思います。

3番目には、やはり話題性を高めるということが必要だと思います。東京の番組を見ると、やっぱり圧倒的に東京の情報ばかりでございまして、地方の情報は、ぴんと鳴ってから関東地方のニュースに変わるだけで、関西地方のニュースというのはめったに入っていないですね。これは、記者クラブで調べましたら、5つの点を除いて地方のニュースは出さないと。5つ以外は残りニュースだと。5つというのは、事件と事故と選挙と伝統行事とスポーツの5つであります。したがって、東京で、あるいは全国で見ていると、東京以外は文化果つる国で、事件と事故ばかり起こっていると。

スポーツだけが例外に、1950年代に国体問題というのがあって、全国どこでもいいということになったものですから、どこでやったものでも載ります。それから、伝統行事になったら載るんだそうでありまして、奈良県あたりで50人か100人ぐらいの会合でも、伝統行事と認定できたら、入ると。そうでないものは天神祭でも入らないと。あるいは、ほかのビエンナーレも入らない。ル・モンドの記事が東京でパリ発で福岡ビエンナーレの話が出るというような状態なんですね。

これはやっぱり情報作成機能を充実させる必要があるし、私が思いますのに、IRをつくるためには、ラスベガスのようなものができるかすると、どれぐらいラスベガス発の情報発信が増えているかとか、できているかという、かなりのものであります。あそこにはFOXとか何とかの放送局がありますから、そういう仕掛けを組み立てていっただうかということでもあります。単にこういう西日本の副首都というのではなしに、一つ一つの機能を確実に実現できるような方策を知事、市長さんにも皆さんのご協力で組み立ててもらったらと思います。

放送局について、BS放送をこの前公募いたしましたして、東京の会社が落としましたけれども、実に安いんですね。BS11というのは実に安いんです。そういう機能が大阪にやっぱりできればいいなということも思いますし、大新聞の本社、これが、朝日も毎日産経も大阪から生まれたんですが、今、みんな東京へ行ってしましまして、大阪の記事を載せてくれません。これは前の万国博覧会的时候にも非常に苦労した点であります。万博の記事をどうして全国に流すかという苦労をいたしましたして、東京の事務局で記者会せないかんということもありましたけれども、これは、この次の万博、それからIR、このIRをひとつ拠点として、放送になるようなエンターテインメントをたくさんつくるようにすればいいと思います。

それで、3番目ですが、あらゆる会合でできるだけ話題になるような人々、話題になるような案というものを、全国的に話題になるようなものを出していただきたいと思っております。この点について、また席を別に改めてお話をさせていただく機会があれば、大変ありがたいと思っております。

以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

続きまして、猪瀬特別顧問、よろしくお願いいたします。

(猪瀬特別顧問)

先ほど事務局資料の47ページに第2の動脈という言葉を入れてありますが、先ほど堺屋さんが、要するに、首都とどう違うんだということですが、これは以前から申し上げていきますけれども、国が税金を集めて配る、これは第1の動脈で、第2の動脈としては、さまざまな寄附にまつわる投資というものが新しい仕組みにおいて、フィランソロピー・キャピタルという名前ですけれども、これを民間の力でやっていく、そういう中心地が副首都である大阪ですということが47ページの簡単な図に書いてあります。今回も、この資料、副首都推進本部会議提出資料、またこれは同じところを書いておりますので、きょうはその次に少し進みたいと思います。

それで、本日のこの会議に先立ってIR推進会議というものが開かれていたということですが、IRというものがフィランソロピーと非常に深い関係にあるということがありますので、さらに大阪の副首都という概念をより一層深くつくることのできるのではないかと、このように思うわけです。

まず、IRというものがそもそも、日本ではパチンコと一緒になっていますから、ギャンブルと思われているけれども、パチンコは寄附をしていますか。全くしていません。IRというのはそもそも、ヨーロッパで貴族がいろんな遊びをしたり、話をしたり、社交的な空間が生まれたところで例えばポーカーゲームというものをやると。そうすると、それをやって、勝った人がそのお金を自分のポケットに入れるんじゃなくて、それを公に還元すると。そういうふうなところからヨーロッパの文化というのは、ご存じのように、ノーブレスオブリージュってありますけれども、自分たちがそういうゲームをやって集めたものを、チャリティーというか、民間に配るといふ、そういう考え方がそもそも出発点なのです。したがって、マカオでも、ラスベガスでも、カジノをやると、必ずかなりの福祉事業や教育事業に対するお金がそこから生み出されてきます。

例えば香港では、香港は今、カジノは直接ではないんですが、競馬とか宝くじとか、いろんなものがありますけれども、香港ジョッキークラブというのが馬券や宝くじやスポーツくじ、いろいろ売ったりするんですけれども、そういうのは、コンビニのように、あちこちあって、そこでみんな買ったりするんですが、結局、香港の福祉予算というか、教育予算、社会福祉事業の2割は香港政庁だけれども、8割は香港ジョッキークラブが分配しています。マカオでは5兆円の売り上げがあるんですけれども、粗利は39%と言われていますが、これはインターナショナルスクールやその他の大学や病院もほとんどIRからの寄附によって成り立っているというのが現状であります。トランプさんも不動産王と言われておりますけれども、アトランティックシティのカジノから始まって、その後、不動産をやったので、不動産王になっていっているんですね。

そういう意味で、欧米の文化というのは、深いところでIRと結びついていて、そしてフィランソロピーとも結びついている世界なんだということです。日本は官僚国家ですから、官僚が予算をつくって、それを分配するという、そういう体制、近代国家をつくり上げる中でのそういうプロセスをたどってきたということですが、もう少し大きな国や社会のつくり方とか、つくられ方の違いというものがあると思うんですね。そういう中

で、なぜかパチンコだけが発達しちゃったということですが、パチンコは一切寄附してなくて、今、日本でも日本財団があります。競馬とか競輪とか、そういう公営ギャンブルという言い方であるんですけども、それは一定の分配をやっている、公益に対する分配という形をとっていますけれども、今後、IRが大阪で、夢洲でやれると、しかも万博と重なるということであれば、フィランソロピーというものをそこにきちっと組み込んだ形で思想として入れていくことが大事ではないかと思えます。

つまり、今までの公営ギャンブルと同じような組織をつくってしまったら、取り返しが見つからないことになるので、そのためには、前にも問題提起してありましたが、さっき、47ページのところで民主導による公益活動のプラットフォームの検討イメージというのがありますけれども、47ページの右下ですけれども、まずここできちっと各企業やNPOを含めたそういうテーブルをつくった上で、府と市でそのテーブルに基づいた部局をつくり、さらには国から公益庁的な要素、いわゆる公益認定等委員会を持ってくるなりなんなりすることによってフィランソロピーの都市、そういうものをIRと重ねて印象づける、実際それをやるということが大事ではないかと、こういうふうに思っております。

それから、もう一つ、東京オリンピック・パラリンピックが2020年、2025年が万博ということで、よく世間では、何でそんなにお祭りをやるのという言い方があるんですけども、実際には我々というのは日常的な労働というものがあって、それで祝祭というか、祝祭空間、お祭りですね、そういうものがあって成り立っているという、それでお互いのきずなを確かめ合うという構造があるんですね。それについての認識をきちんとさらに広めていく必要があるだろうと。徳島の阿波踊りも一年に数日しかやらないじゃないかと言う人がいるけれども、そのために一年働いているんだというのがあるわけですね。

何でオリンピックやるんだとか、何で万博やるんだとよく言う。そういう冷めた言い方ありますけれども、そういう祝祭空間もあって、それを目標にしてみんなが頑張っていくということがあるわけですね。したがって、オリンピックの後、万博というものが設定され、しかも、そこにIRが重なって、そしてIRというのは、ある種、日常的な祝祭空間ですから、そういうインバウンド効果だけじゃなくて、USJ等も含めた祝祭空間が常に大阪にあるというふうなことによって日常性というものが成り立っていくという、そういう考え方をしていくべきであろうと。

その際、これは伝統的にお祭り、日本でも伝統的にお祭りがあって、神社で何か行事が行われたりすると、そこに必ず寄附行為がついてくるという、そういうことですね。そういう意味で、ヨーロッパ的な伝統であるIRというものがフィランソロピーと非常に密接な関係にある。日本でも民間のお祭りもいろんな寄附行為と関係がある。そういうところでIRと万博、それを結びつけて、フィランソロピー、第2の副首都というものが東京と違う文化、必要な構造、つまりフィランソロピー・キャピタルというものをきちんと展開する場所、それが副首都の役割だと思えます。

そんなようなことをちょっと今日は改めて、IRをどうも大阪でやるとよさそうだなという、このごろよく思っていました、実は東京でやろうとしたんですけども、東京はお台場のところでやるつもりだったんですけども、舛添知事の時代に、用意しておいた場所をBMWに10年間貸しちゃったので、できないんだね。だから、そこはしょうがないなと思って。あそこのお台場の船の科学館の横に船着き場が、もう工事が始まっているんですけれ

ども、10階建てのホテルみたいな船ですから、レインボーブリッジを越えられないんですね。船着き場をつくって、船の科学館の横の今あいている広場があるんですけども、そのあたりにIRというのを考えていたんですけども、そこを10年貸与するということになってしまっているの、新しい小池知事の時代に、まだそこまで考えていないと思うので、今、横浜か大阪かと言われてはいますけれども、大阪こそが万博とIRとフィランソロピーが非常になじみやすい世界だなというふうに思うので、ぜひこれを進めていったらおもしろいんじゃないか。

以上であります。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

続きまして、上山特別顧問、よろしくお願いいたします。

(上山特別顧問)

事務局がまとめていただいた資料7、副首都ビジョンですが、今までの議論はいろんな方向に行って、ダイナミックに発散したのですが、非常にすばらしくまとめていただいて、ご苦労さまでした。

特に15ページのまとめの図は、非常にわかりやすい。やっぱり制度面のところのベースがあって、首都があって副首都があるという制度的な裏づけがあって、その上に機能の充実が実際に形としてできて、さらに経済成長というものが横からバックアップし、これは鶏・卵ですけども、ついてくると。ぼんやりした議論から最初スタートしたんですけども、現実的に今進んでいる話が逆にこれで説明できていると思いました。途中から経済成長のほうも万博とIRがかなり具体性を持った話として入ってきて、あと機能のほうも相当充実してきたので、残りは制度のほうですね。ほかの2つが整うと、よい勢いをもって制度の充実に向かっていく。その足固めが大分できてきているんじゃないかと思います。

全体にはそれでいいんですけども、私から3つだけちょっと問題提起をしたい。1つは、引き続きこの資料の17ページを見ると、機能の充実として6個の課題が書いてある。これはいいと思うんですが、都市ブランドの話が、後ろのほう、40ページにはブランドの話が書いてある。しかし17ページにブランドの話は書いていない。しかしブランドというのは40ページのアクションのところを書くよりももっと重い話だと思う。さっき、堺屋さんが情報発信のことを非常におっしゃっていましたが、まさに情報発信を通じて大阪のブランドというものを再構築していく。そういう意味で、ブランドの現状評価と、それから課題の洗い出しと、あと今後どうやってそれを高めるのかという、このあたりの話は、万博、IRをやりつつですけども、機能の充実ということで捉えていく必要がある。

それで、ちょっと私のメモの別冊のほうの資料をちょっとおめくりいただくと、図1です。事務局で整理いただいた6個の機能は大体、私が前から言っているこの図のテーマと同じです。けれども、図1の一番上に書いている都市ブランドの刷新のところは私は今後の検討課題程度でおさまらない。特に海外に向けて、日本第2の都市、京都の近所という感じじゃなくて、大阪というものを新しいイメージで発信していく。これは非常に大事なことなので、機能の充実という意味でもう一回捉え直す必要があって、それに万博とかI

Rを使うというような戦略をちょっと力を入れて考える必要がある。

それから、もう一つ、2点目は財政の話です。私の資料では、第1層、公的事業債務の処理、WTC、りんくう、それからあと関空、これはいずれも赤字の山だったのが処理できて、過去7年の改革のとても大きな成果だと思われ、これのおかげで、今、関西と申しますか、大阪に投資が入り、関空も調子がいいわけですけれども、ここの部分の成果をもっとアピールしつつ、次の課題として府と市の財政状況の好転をやっぱり考える必要がある。どういう状況をもって財政状況がよくなったかということの基準の問題もあるけれども、副首都構想、副首都ビジョンを語る時に、健全な財政基盤は項目としてやっぱり入ってくる。これまでの課題という意味では、私の図の第1層で債務処理が済んでよかったねという書き方をしていますけれども、今後に向けて外から継続的な投資を入れていくという意味だと、健全財政の構築も大きな目標の一つに入れる必要がある。

それから、3つ目が技術対応の話で、スマートシティ。これは最近、府大と市大の4者タクスフォーラムで議論をしていて、非常にいい議論ができてきました。国とか東京都の議論とか、よそでやられているやつを見ても、これからの都市計画を考えるときに技術の話は外せない。

それで、私の資料にも、新たにスマートシティが入れてある。これは実は、さっき申し上げた財政問題とも非常に密接な関係がある。釈迦に説法ですけれども、スマートシティというのは大体6個の分野があって、いろんなところで技術が問題解決する。例えば交通なんかは、ピーク需要をうまくIoTを使ってコントロールすれば、過大なインフラ投資は必要ない。インフラ投資の金額を抑えていけたり、あるいは稼働率を上げたり、寿命を延ばしたりということに結構技術が使えていく。あと医療の分野でも、医療データの分析をすることで健康寿命を延ばし、医療費の半分に入っている公的負担を下げていく。技術を使うことで見えないものを見えるようにして過剰な財政支出を抑えていく。この側面は私は非常に大きいと思う。なので、財政問題を抱えている大阪としては、スマートシティの領域というのは、明るい側面だけじゃなくて、財政課題を解決するという意味でも本腰を入れて取り組む必要があるし、府大と市大は十分その能力を持っているので、ここはひとつ特化すべき領域ではないかと思えます。

細かい話は次の4ページあたりに書いていますが、この辺は事例なので、省略をします。

以上、財政とスマートシティとブランドが重要だと申し上げたんですが、最後、もう一個、5ページ。具体的な細かな機能の充実ですけれども、これについては今回私なりに点検してみたんですが、結構いろんな領域で手がついていると。いわゆる府市統合案件だけじゃなくて、事務レベルで連携すればできるようなことも含めて、いろいろ、色を塗ってありますけれども、大分手がついてきている。それでまだ白い領域とか、あと第2ラウンドを是非引き続き頑張っていただきたいし、こういうものをどんどん充実していけば、あと残るは制度改革だけというふうに、非常にすっきりと課題のほうも浮き彫りになると思っています。ここは事務局とか、あるいは副知事・副市長会議などできっちり進捗管理をしていただきたい。

その上で、副首都という意味で非常に気になる機能が2つありまして、1つは消防です。6ページに書いていますが、東京は、ご承知のとおり、東京消防庁が一元的にやっていてなかなかパフォーマンスがいい。大阪の場合、まだ27の本部に分かれている。大阪市が非

常に突出した能力を持ってはいますけれども、需要も6ページの図の左上のように、救急にしても伸びている。北、南、東など小規模消防の人材不足問題とか、いろんな形で現状維持すら今のままでは厳しいというようなことになっているので、大きな方向としては広域化とか一元化という方向を目指していかないとまずい。副首都という割には、火が出ると、なかなか消えませんがみたいな状態では非常に恥ずかしい。

それから、もう一つ大事なものは水道です。水道も一応、事業団ができて一元化されたり、大阪市が民営化の検討をされているんですけども、その先の姿、ネットワークのお話になるので、当然、一元化ということになるんですが、その絵が余り描けていない。これももう一回見直しをやる必要がある。ということで、消防と水道については、機能の充実という意味で、もう一回掘っていく領域ではないかと思いました。

以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

続きまして、佐々木特別顧問から意見のほうをいただきたいと思います。

(佐々木特別顧問)

佐々木です。

時間も大分押しているようですので、コンパクトにお話をさせていただきたいと思えます。

簡単な1枚の提出資料という、文字だけですので、ちょっと見えにくいですが、基本的には、いろいろお話を各顧問の先生方からいただいたとおり、私も熟度が非常に高まってきたというビジョンだと。ただ、堺屋先生も触れられましたが、例えば大阪・大都市の形成ビジョンというふうにタイトルがついても、もしかして副首都ビジョンではなくて大阪大都市の形成ビジョンと言われても、そうかなという点があります。最後は制度の問題だと上山先生おっしゃいましたけれども、制度の問題の部分にちょっと焦点を絞って、二、三、提案をしてみたいと思います。

幾つかの私見というもので、まずは現実的に、大阪は副首都だと、どのようにしてその副首都だというふうに認識をしてもらおうのかといった場合に、私はやっぱり早目に国会で法律をつくったほうがいいという、副首都形成法あるいは副首都推進法ですね。これは、特定の政党内派だけの主張では多分ないので、比較的乗りやすいテーマではないかと実は思っているんです。というのは首都直下地震等あるいは一極集中解消、いろんな背景が集約をしているテーマですので、副首都形成法というものを国会に提案して明確にしますと、明治時代から京都、神戸、大阪、それ以外に3つ、東京、名古屋、横浜、この6大都市とずっと言い続けてきたものについて関西の大阪が副首都だということを、別格だという言い方はあれですけども、切り離して位置づけるということが明確になるのではないかと。基本的には、日本2都構想という、東京、大阪、2つの都があるという、こういうスタンスを明確にしているのではないかと私は思いますが、もちろん自治体の構想ですので、限界があるとしても、オールジャパンで見ると、やっぱり日本2都構想というものがこれからの日本の新たな姿としては必要だと。

あとは、(2)でハード、ソフト面はセットでということについては、統治の仕組みについて、ハード面では計画都市の形成として物理的にいろんなものを移転するという必要が私はあると思います。首都機能の移転という問題は具体的には下の方にいろいろ、以前から述べていることを整理しましたけれども、もう一つは、これは知事さん方も前からおっしゃっていますけれども、中央集権体制の解体といいますかね。地方分権あるいは地域主権国家の形成という。その中で大都市をやはり、稼げるところでは稼げる大都市づくりと言ってもいいんですが、自立的な大都市になるような統治の仕組みという。この副首都の形成と、それから、大阪ですと、今、都構想というのが動いていますけれども、ソフト面の都構想の実現はセットではないかと。これは外してはならない。

副首都ビジョンですので、大阪・大都市の形成ビジョンのほうはずっと前面に出ていますけれども、もう一方では一般の、国民向けもそうですけれども、大阪市民・府民向けにも統治の仕組みというものをきちっと変えていかなければならないと。一生懸命、今、総合区と特別区の説明をなさっているというのはいくつもわかりますが、この中では遠慮しながら書かれていますけれども、どういう統治の仕組みがいいのかということはいくつも明確に、いわゆる副首都とは呼んでいます、場合によっては首都になり得る、危機的な状況になりますと、首都にかわり得る重都ということイメージして、大阪の統治の仕組みを考えたほうが私はいいと思います。

あとは、最後、立法機関の2都化ということも、わかりやすく言いますと、国会は2つに分けて大阪と東京でやれるような見える化というものを図ったほうがいい。会期を2つに分けて、第1国会、第2国会、勝手に言いますけれども、春、秋は100日ずつ、議論の中身はともかく、都市をかえて議論をするという。そうしますと、自然に省庁というものも、政党の本部の二極化というものも進むでしょうし、官僚とか政党の職員の移動も定期化する。幸いニア時代というものが訪れるということはいくつも見えてきていますし、新幹線についても日本海側からつながるといっていいので、そういうインフラの整備の背景も踏まえて、やはり立法機関の2都化、それに関連する行政機関の2都化ということをもっと打ち出してもいいのではないかと、遠慮されていますが。

憲法改正の議論はなかなかこういうものでは難しいだろうと思いますが、日本では首都あるいは副首都という規定はどこにもありませんので、首都機能の移転推進に関する法律はありますけれども、もう少し首都、副首都というものが何だろうかということについて、明確にしたらどうか。憲法改正の議論をされていますけれども、いわゆる地方自治の充実という視点からだけではなくて、やはり国家としての首都、副首都というものを憲法改正の中でも明確にするという必要があるのではないかと思います。

補足みたいな説明で申しわけございませんけれども、制度問題はこれから国との交渉という政治のレベルの問題ではあるとは言っても、やっぱり主張すべきところは主張してイメージをつくっていくということが大事ではないかと思います。

以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

続きまして、市町村長の皆様からご意見を頂戴いたしたいと思いますが、申し訳ござい

ませんが、冒頭申し上げましたように、本日の会議は長くとも16時20分ごろを予定しておりますので、それを踏まえてご意見、申し訳ないですけれども、コンパクトにいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、堺市の竹山市長からお願いいたします。

(竹山堺市長)

副首都に必要な機能面での取組みの問題で、都市インフラの充実というのが19ページに書かれております。高速道路や鉄道のネットワーク、国際空港の強化などが示されておりますけれども、残念なことに、南河内と泉州については図からも割愛されております。私は大阪・関西の発展のためには世界からのゲートウェイとなる関西国際空港の活性化は不可欠であると考えております。関空周辺地域のポテンシャルを最大限に生かして投資を呼び込むためにも、関空への高速アクセス鉄道、関空高速鉄道の整備が必要だというふうに思っております。昨年の与党の新幹線検討PTの中でも関空への新幹線延伸が今後の検討課題として上がっております。関西広域連合でも整備に向けた調査検討を国に要望しているところがございます。そういう意味からも、国土強靱化、リダンダンシーの観点から、ぜひここに関空への高速アクセスの整備を付加していただきたいというふうに思います。

次、2点目でございます。上山顧問からもお話ございましたけれども、消防でございます。

基盤的な公共機能の整備の20ページで、消防・防災についての記載がございます。ここにあるとおり、現在、大阪府と我々堺市も一緒になって府内の市町村の消防力強化のための勉強会を行っております。以前から申し上げているとおり、消防は警防・消火活動、そして予防・啓発と救急のこの3つから成っております。基礎自治体が行うべき本来業務でございます。消防業務は、高齢化社会の中で住民の命と暮らしを守るものとして、今後ますます重要になっていく。福祉など他の市町村のセクションと密接な連携がございます。

ただ、一方、府内にはさまざまな規模の消防本部がございます。マンパワーや設備など、多くの課題のあることはご指摘のとおりでございます。今後、ブロック化や水平連携の強化などが不可欠なものになるというのはご指摘のとおりでございます。全国規模の大規模災害時に果たす大阪の消防力という記載もございます。大規模災害時の消防の対応につきましても、緊急消防援助隊など法的に消防の役割や体制が確立されておりました。大阪の消防もしっかりとその役割を果たしております。この勉強会は来年度も続くというふうに聞いております。大阪府内の消防のあり方について今後ともしっかりと分析・検討すべき必要があるというふうに思います。

最後に、21ページでございます。上山顧問もご指摘いただいたように、水道でございます。

水道は基幹的なインフラでございます。大阪府が策定いたしました大阪府水道整備基本構想(水道ビジョン)におきまして府域水道の広域化へのロードマップが示されているところがございます。市民のライフラインとなる水道事業を安定的かつ持続可能なものとするためには、大阪全体の強靱化、安全・安心につながっていくものです。広域水道企業団もビジョンに基づきまして広域化を進めております。今年の4月には四條畷、太子、千早赤阪村の3市町村の水道事業を企業団で運営いたします。また、現在も7市町、泉南、

阪南、豊能、能勢、忠岡、田尻、岬というところと、31年4月、再来年の4月の水道事業統合に向けた協議・検討を進めておるところでございます。

大阪市水道には豊富な技術やノウハウなどを蓄積されておりまして、今後の水道の広域化に欠かすことができないと私は思っております。市水道とは一旦、当時の橋下大阪市長も含む43市町村で合意がされた統合案をまとめました。しかし、諸事情で実現できておりません。誤解があるようでございますが、統合案では会計分離方式で、大阪市の水道料金が上がることもございません。統合によって大阪市水道事業に生まれるメリットにつきましても全て大阪市のために使うということになっておりまして、企業団水道、大阪市水道、双方にとって経営の安定と健全性をもたらすものでございます。ぜひ大阪市におきましては、そこをしっかりと議会と市民の皆さんに説明していただいて、理解を得て企業団に入っていただきたいというふうに思います。42市町村は1月27日の首長会議でもそれを確認したところでございます。

また、水道ビジョンにおいては、広域行政を担う大阪府の役割として水道広域化に向けた関係者協議のコーディネイト役が挙げられております。推進役として位置づけられているところでございます。大阪府にはぜひ府内一水道の実現に向けてご尽力いただきたいと思っております。

以上です。

(松井本部長)

ちょっとええかな。大阪府で府内一水道、尽力してんねんけれども、吉村市長も、給水も入るんですか、各市町村給水。自己水も。

(竹山堺市長)

はい、入りますね。

(松井本部長)

最終的にいつですか。

(竹山堺市長)

それはまだ。

(松井本部長)

まだ何も決まっていなんでしょう。

自分ら、だから、給水は入れないけれども、大阪市のせいやと、それはだめですよ、竹山さん。

(竹山堺市長)

いや、3市町村やります。

(松井本部長)

入るんですか、これは、給水。

(竹山堺市長)

3市町村やりますわ。

(松井本部長)

いや、42市町村、給水全て入って、自己水も入るんですか。

(竹山堺市長)

入ります。

(松井本部長)

いつですか。

(竹山堺市長)

それはまだ言えません。

(松井本部長)

言えませんか、それ……。

(竹山堺市長)

それは議論するというところで橋下市長さんと一緒になって……。

(松井本部長)

いやいや、僕、いない人の悪口をまた言うので、申し上げておきたいですけども、橋下市長が言ったのは、大阪市は浄水、給水、全て入る、42市町村は、竹山さんが言うように、給水は残す、それで……。

(竹山堺市長)

いや、四條畷、入りますやん。

(松井本部長)

自己水も別、いつやるかもわからん、これでは入れないのは当たり前じゃないですか。そういう適当なことは言っちゃだめです、こういうオープンの場所で。

(竹山堺市長)

違います。

(松井本部長)

では、どうなんですか。いつ入るんですか。

(竹山堺市長)

四條畷は今年の4月に入ります。

(松井本部長)

堺市はいつ入るんですか。

(竹山堺市長)

堺市は今後それを見ながらやります。

(松井本部長)

あなた、堺市長やのに、今後それを見ながらって、いつとか言わないと、それは。おかしいですよ。

(竹山堺市長)

それは合意事項になっているんですよ。それは時期は明示しないと、合意事項になっているんですよ。

(松井本部長)

では、大阪市にもそれを望んじゃだめじゃないですか。

(竹山堺市長)

だから、大阪市さんも入ってくれると言っていましたからね。

(松井本部長)

いや、だから、堺市が入らないのに、大阪市は入れって、そんなん無茶苦茶じゃないですか。

(竹山堺市長)

いや、卸売りを2つやっていることが問題だという上山顧問からの指摘やと思いますよ。庭窪浄水場には2つ、大阪府も大阪市も持っているということが問題や。これこそ二重行政。

(松井本部長)

だから、水道一元化というのは、卸しもそうですし、小売も一体です。

(竹山堺市長)

将来ね。

(松井本部長)

将来って、自分たちのところは、いつ議論をして、いつ答えを出すかわからないと言いながら、何か前橋下市長が全部この一元化を横に置いたみたいなのはだめです。

(竹山堺市長)

42市町村の中にはいろいろ事情ございまして、島本町は自己水が九十何%あるんです。

(吉村副本部長)

まず、大阪市でも十分これは議論して、議会でも一定結論が出ていますので、それで堺市も企業長としてやっているわけですから、堺市自身も入っていないのに、大阪市だけ入ってこいというのも、僕も市長として、そんなん話してできないですよ。

(竹山堺市長)

企業長として言っているんです。

(吉村副本部長)

それから、府内市町村も結局、垂直統合もなかなかしないじゃないですか。だから、それを、大阪市が入るに当たっても、結局、議員の数とかはどうなる。それも結局、大阪市の議員の数も少ないというようなことでしょう。だから、そういった前提の中での大阪市だけ入れ、前の議会で否決された条件のまま入ってこいというのはまず無理だというふうに思います。

(竹山堺市長)

今までの経過を十分勉強してください。

(吉村副本部長)

いや、それは竹山市長に言いたいです。

(竹山堺市長)

いやいや。

(吉村副本部長)

竹山市長、それをまとめてきてください、早く。その努力をせずに、大阪市にだけ入れ入れと言うのは、その先の話の流れが……。

(竹山堺市長)

だから、橋下市長さんが出した文書、ご存じですか。

(吉村副本部長)

もちろんです。それは議会で否決されたじゃないですか。

(竹山堺市長)

ご存じですか、この文書。水道事業の統合協議についてのこの文書。

(手向事務局長)

非常に申し訳ないんですけども、あと時間のほうがほとんどなくなってきておりますので、まだご発言されていない方おられますので、順次発言のほうをお願いしたいと思います。

八尾市長の田中市長、よろしく願いいたします。

(田中八尾市長)

副首都ビジョン、大阪府、大阪市でしっかりとおまとめをいただいたこと、大変感謝を申し上げたいと思います。

その中で、いろいろと書いておられますけれども、国のほうでは今、地方創生を含めて、地方との関係をしっかりと元気にしていこうと、こういうことだというふうに思っています。そんな中で、副首都、大阪全体を元気にしていこうという中ではございますが、財源も含めて、なかなか豊富にあるわけではありません。そういった意味では、一点集中あるいは集中的な投資ということも非常に必要であるというふうには思うところではありますけれども、そんな中で大阪府がランドデザインを描いていただいて、大阪府域全域を対象として市町村との連携をどう捉まえていくのかと、こういうことではないかなというふうに考えています。

市町村合併のことも書いていただいておりますし、地域連携、それぞれのエリアでのやはり広域連携であるというようなことも推進をしていく。大阪全体が隅々まで血液が行き渡るような活性化をランドデザイン・大阪を一つの基本としながら、市町村と大阪府が連携をとると、こういったことが非常に大切ではないかなというふうに考えています。

今、水道や消防の話もいろいろとございましたが、私はやはり大阪府域一水道を目指していくとか、あるいは消防を目指していくという、課題はたくさんございますが、そういう方向で議論をすることについては非常に有意義だというふうに考えておりますし、そのことに対して努力をしていくということは当然のことではないかなと、このように考えているところであります。

(手向事務局長)

ありがとうございました。

続きまして、和泉市の辻市長、よろしく願いいたします。

(辻和泉市長)

副首都化に向けてのビジョン、本当にまとめていただいて、いいものができたなと思っております。

この中で特にやはり力を入れていっていただきたいというのは、万博と、それとIRだと思います。これもオール大阪というふうなことで取組みはいただいているけれども、なかなかその辺が十分にオール大阪になっていないところもございますので、ぜひともその

辺に力を入れていただきまして、やはり万博を誘致しようと思ったら、大阪全体が、関西が盛り上がっているという雰囲気づくりが何よりも重要やというふうに思います。これは我々も協力は十分していく体制をとっていきたい……。

（松井本部長）

だから、市長なんですから、オール大阪になっていないというのはどこのことを指しているのか、ちゃんと教えてもらわないと。僕はオール大阪でやっていますけれども。

（辻和泉市長）

例えば、ちょっと話が出たんですけれども、万博とIRは一体やということで、関西というか、大阪でもIRをまだ諦めていない地域もございます。その辺の理解というか、どうやって融合していくかというふうなことも進めていかなければいけませんしね。どうですか。

（松井本部長）

いや、それは一部の市町村のことを言われていると思いますけれども、そこは話し合いを僕はしているのでね。IRというのは世界の中で圧倒的な、IRをこの大阪でやろうとすると、分散はできません、今。だから、IRをやりたいと言う首長さんと直接連絡をとらせていただいて、まずは大阪市内、夢洲、これは人が住んでいない場所で、あれだけの土地があって、その後にIRのエンターテインメントのそういう分野の部分で、各市町村でそのエンターテインメントを出張でそういう形をつくり上げていくとか、そういうようなちょっとその後の話なので、そこは別にIRを誘致したいという首長を無視することなく、ちゃんと協議をしてやっているのですね。

（辻和泉市長）

はい、わかりました。それは我々期待しておりますので、決してそれで今の取組みが悪いという、そういう批判ではありませんので、その辺は理解してください。特にIRにつきましては、今、カジノが前面に出ているんやけれども、そやなくて、ここにもあったかわからないんですけども、大阪らしい、ほかの部分ですね。食でありますとか伝統芸能とか、また医療とか、そういうものをもっと打ち出していただいて、余りカジノをどうしようとか、そういうものを払拭するぐらいのものをつくるんやというふうなことで進めていただければというふうに思います。

それと、関西のリーダーということで、そのトップランナーであるという大阪の位置づけなんですけれども、その中で、先ほど猪瀬先生からもありましたように、フィランソロピー、貢献していくというんですかね、大阪だけがもうけようかということやなくて、大阪が自分とかが無私利他、他の市、府内・府外の市であります、府県と連携して、そちらに光を当てるぐらいのいろんな連携をとっていったら、副首都・大阪も周りから盛り上げていただけるんじゃないかというふうな気がいたします。

それと、府内の市町村について28ページで取り上げていただいています、府からのインセンティブを強化していくというふうなこと、もうこれは今もしていただいているんで

すけれども、大阪版地方創生の事業に発展するぐらいの大きな市町村の事業展開ができるような、そういう仕組みづくりをしていただければというふうに思っております。

以上です。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

続きまして、千早赤阪村の松本村長からお願いします。

(松本千早赤阪村長)

私どもは町村長会で最近よく話しするんですが、I Rあるいは大阪万博、非常にええことやなど。ただ、問題は、結局、我々のところ、例えば能勢あるいは豊能あるいは南河内、泉州の端のほうから行くのに、非常に最近、道路事情が悪くなりまして、特に去年の12月なんか、うちから新大阪に行くのに、ちょっと時間かかると、2時間以上かかるというふうな状況で、もうちょっと府内の道路インフラ、特に私どもから他府県へ行きますと、途端に道路がよくなる。例えば大阪から和歌山に行っても、むちゃくちゃ道路事情が向こうがよ過ぎるといふようなことやなしに、和歌山から大阪へもすんなり入れる、あるいは京都府から能勢へも入れる、兵庫へ行っても道路事情は変わらないというふうな、大阪の端のほうをもう少し、府県間のあたりをもうちょっと見ていただきたいというのが我々の、とりあえず府県間にいる町村長の悩みなんです。その辺、考えながら、ぜひ万博をやっていたきたい。

特に大阪万博のときは私どもの村なんかも、他府県から比べると、非常に道路事情がよかったです。大阪万博が終わった途端に全部とまっちゃったというふうな格好で、また万博になったら、終わったら、ほっとかれんちゃうんかいというふうな議員も結構ありまして、その点、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

(手向事務局長)

ありがとうございます。

それでは、本日ご欠席の田代岬町長から事前説明の際に意見を頂戴しておりますので、簡単に事務局のほうから紹介させていただきます。

(松井副首都企画推進担当部長)

すみません、事業説明のときにお伺いした意見をご説明します。

田代町長のほうからも、副首都形成は府内市町村においても重要というふうに言っていると思います。その中で、特に広域的な視点による都市空間の創造、41ページにあったんですが、その中で太平洋新国土軸というのが書かれています。要は、大阪湾のミッシングリンク、海上交通でミッシングリンクを結ぶことによって広い対流促進型の国土形成ができるんじゃないかみたいなことを言われておられまして、深日と洲本の航路再生とかも岬町としては試験運行に取り組んでおられるという、こういった太平洋新国土軸における海上交通の充実に向けた取組みみたいなところを複数の効果として広域に入ることができるものではないかというお考えのもとで、あと、副首都化に当たっては、市内だけではなくて、

こうした府域におけるさまざまな取組みも念頭に入れて取り組んでいただきたいというご意見でございました。

以上でございます。

(手向事務局長)

これで意見のほうは一巡いたしましたので、本来であれば、ここから意見交換というところなのですが、ちょっと時間のほう、あと5分程度しかありませんので、その中でご発言のほどよろしく願いいたします。

(松井本部長)

委員の皆さんからいろいろ消防について、やはり東西二極の大阪としては消防力を強化していく必要があると。全国のそういう災害被災時に東京消防庁しかその能力がないというのは、これは日本の危機管理としても脆弱だと、こういうふうに思っています……。

(猪瀬特別顧問)

全くそう思いますね。

(松井本部長)

ただ、猪瀬元都知事にもお聞きして、東京だけなんです、広域で消防を持っているのが。それ以外みんな、先ほど話あったように、市町村消防なんです。市町村消防を担っている首長さんからすると、要は、市町村消防でないと、市民の皆さんの健康だとか医療への対応、それから防災、危機管理に対する対応ができないと、そういう思いを持たれている方が非常に多いんです、東京以外のところ全部、市町村消防で。では、東京都は都庁で消防庁を運営して、例えば東京にも多摩地域もあるし、町のほうもあるし、それで東京1,300万人の都民の健康事象、言うたら、病気への対応だとか救急だとか防災の対応だとかがおろそかになっているのかと。東京都民の一人一人に対する消防と救急の役割が市町村消防よりも広域消防のほうが、これは弱いのかね。その辺を東京消防庁を所管していた猪瀬さんからちょっと教えてもらいたいなと思います。

(猪瀬特別顧問)

消防の話、ついでに水道もそうですね。東京では水道も一元化されていますから、水道、一部、1つ、2つの都市が入っていないところがあるんですけども、基本的には一元化されていますね。もちろん消防も一元化されていますね。ですから、当然、島嶼部、大島とかいろんな、三宅島とかありますよね、ああいうところも一元化されているわけですね。例えば大島で、自ら自立してヘリコプターを持つことはできないわけですから、救急患者をヘリコプターで運ぶのは東京消防が一元化できているから可能なんです。

それから、ヨーロッパの都市のように、一つ一つの都市に境目が明確にあるような、そういう場合は、それぞれ自立した自治体消防を持つと思いますけれども、要するに、どこに都市の境目があるか線引きが全然わからない日本の都市の形成の中では、1エリアの中が1つの一元化された消防のほうがよいに決まっていますよね。そういうことを含めて東

京消防のように、一元化すれば、いろんなヘリコプターもやっぱり各自体は持てませんから、持つことができるということと、それから国の消防庁というのは役所だけですから、実働部隊は自治体が持っているわけですね。ですから、国家危急のときに東京消防があって、そして大阪消防があるというのが理想的な状態だと思いますけれどもね。

大阪に来て、びっくりしたんです、実は。消防も一元化されていない。水道も一元化されていない。何でだろうというふうに、これは歴史的な経緯がそうなっちゃっているんだから仕方がないよねということではいけません。それで、要するに、市と府が一体化して、それを解決するんだという話ですが、いまだにまだ壁があり、道半ばということで頑張っていたきたいと思います。

(吉村副本部長)

それに関していいですか。それを突き詰めていくと、僕自身も広域もやり、基礎自治もやっているから思うんですけども、結局、基礎自治体の首長って自分とこで全部完結させようってやっぱり思っちゃうんですよ、消防についても、水道についても。でも、本当の意味で広域を目指していくというのであれば、僕は東京の形態をやっぱり目指すべきだろうと思っています。確かに大阪市の例えば消防機能というのはものすごく高いですけども、これはいろんなところで共有したほうが、これはメリットあるんですよ。でも、基礎自治の長として見たときに、これは大阪市だけ、がめて持っておけば、それでいいという発想、こういったものが全ての恐らく基礎自治体に少なからずある。これを解消していかないと、副首都を目指すなんていうのはちゃんちゃらおかしいというような、そんなことになるんじゃないのかなというふうに思いますね。そういうのも当然、ワン水道を目指すべきですし、消防についてもそうだと思いますね。

(猪瀬特別顧問)

3・11のときに仙台で、仙台市の消防はヘリを2機持っていて、宮城県では1機しか持っていないくて、連携が悪かったんだよね、やっぱり別になっていたから。当然1つになってなきゃいけないはずですよ。当たり前なことだと思いますね。

(堺屋特別顧問)

ちょっといいですか。皆さんからのご意見で、大阪の都市機能を高めるという、これは自治体の問題あるいは地域の問題なんですけれども、それとこの副首都と、ちょっと話が違おうと思うんですね。

本来の副首都の話に戻ると、副首都に何が必要かということに議論が行かなきゃいけないです。私が思うのに、都市として大阪の機能を高める、それが日本全体に及ぶというのもありますけれども、副首都であるというためには、やっぱり副首都に必要なことが出てこなきゃいけない。例えばIRをつくりましたら、そこから資金を集めて各都道府県なり地域に配る事業があります。例えば競輪だったら日本自転車振興会、あるいは競艇なら船舶振興会がやっております。そういう機能を大阪に置いたらどうか。これが1つですね。

それから、情報発信とシンクタンクの機能、これもIRでエンターテインメントができますし、行事もできますから、その発信機能を置いたらどうか。それで、何よりも万国博

覧会、私も40年前に万国博覧会をやったときに情報発信を非常に苦労しました。だから、万国博覧会の記者会見をわざわざ東京事務所で開いたり、非常に苦労しました。それを大阪で開くということをしかりと立ててもらいたい。

きょうの議論で大阪の都市機能を高めるといのはルーチンワークとして非常に重要なことではありますけれども、副首都をつくるための条件として、これとこれとこれといのをピンポイントで、情報発信機能をつくるとか、あるいは資金の分配機能を置くとか、あるいはエンターテインメントの生産機能をつくるとか、あるいはドラマとか展示会を開く機能をつくるとか、そういうピンポイントで議論をしないと、議論が拡散しちゃっていると思うんですよ。だから、この次にはぜひそういうものを、私も提出いたしますので、議論していただきたいと思います。

(手向事務局長)

本日は貴重なご意見ありがとうございます……。

(松井本部長)

1個だけ、ちょっと事実誤認のところがあるので、オープンな会議。

これは先ほど猪瀬顧問からの話で、パチンコ業界がいつも寄附していないという話あったんですけども、それは自転車協会とか船舶振興会とは比べ物になりませんが、自治体には例えば青色防犯活動のパトカーとか、遊技業協同組合からの寄附は役所としていただいていますので、これは全くないということではないし……。

(猪瀬特別顧問)

パチンコ業界の寄附は極めて少ないということでもありますね。

(松井本部長)

そうそう。だから、ゼロではないということをおっしゃいます、僕らは寄附をもらてる側なので。

(猪瀬特別顧問)

でも、やっぱり少ないよね。

(手向事務局長)

貴重な意見ありがとうございました。

本日はちょっと事務局の進行が悪くて、最後、十分な意見交換の時間をとることはできず、申しわけございませんでした。

きょうご議論いただいた副首都ビジョン(案)そのものについて、特に記載を変更すべきという部分のご意見はなかったかと思しますので、よろしければ、今後、パブリックコメントを経て、府市での議会の議論を経て、年度内にビジョンとして確定させていただきたいと思ひます。そういう扱ひでよろしいでしょうか。

(堺屋特別顧問)

今申しましたように、副首都であることで必要なものと、それから都市機能を高めるといふ一般的に自治体として必要なものと、明確に区分する必要があると思うんです。これを見ると、副首都であるがゆえに必要なだといふものはもう一つはっきり出てこない。それをちょっと、私、案を出しますので、加えていただきたいと思います。

(手向事務局長)

そうしましたら、いただいた意見をもとに検討させていただきたいと思います。

修正の部分については、本部長、副本部長にご一任という形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。

特に、最後、本部長から、本部長、何かありますか。

(松井本部長)

いや、もうない。

(手向事務局長)

では、次回の会合につきましては、改めて事務局で日程調整させていただいて、ご連絡させていただきたいと思っております。

本日は長時間にわたるご議論、まことにありがとうございました。